経済産業省

定期報告書等作成のポイント

令和６年２月
資源エネルギー庁　省エネルギー課

＜目次＞

１．改正省エネ法の概要

２．定期報告書の提出方法の変更点

３．定期報告書作成のポイント

４．関連リンク

改正省エネ法の概要

1．エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む**全てのエネルギーの使用の合理化**を求める枠組みに見直す。

2．非化石エネルギーへの転換に関する措置

- 大規模需要家に対し、**非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成**及び**非化石エネルギー使用状況等の定期の報告**を求める。

3．電気の需要の最適化に関する措置

- 大規模需要家に対し、電気の需給状況に応じた**「上げDR」・「下げDR」の実績報告を義務化**し、**再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す**。
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

→ これらを踏まえ、

法律名を「エネルギーの使用の合理化及び**非化石エネルギーへの転換等**に関する法律」に見直し。
（2022年5月13日　第208回通常国会で成立）

⇒ **2023年4月1日　施行**

1．エネルギーの使用の合理化

改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められます。これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わります

これまでの省エネ法の使用の合理化の範囲 → 化石エネルギー

改正省エネ法の使用の合理化の範囲 → 化石エネルギー・非化石エネルギー

化石エネルギー

- 石油
- 揮発油
- 可燃性天然ガス
- 石炭　等

非化石エネルギー

- 黒液
- 木材
- 廃タイヤ
- 廃プラスチック
- 水素
- アンモニア
- 非化石熱、非化石電気(※) 等

※太陽熱、太陽光発電電気など

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

２．非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。
非化石エネルギーへの転換の目標については、国が定める目安の有無によって、何を設定するかが異なります

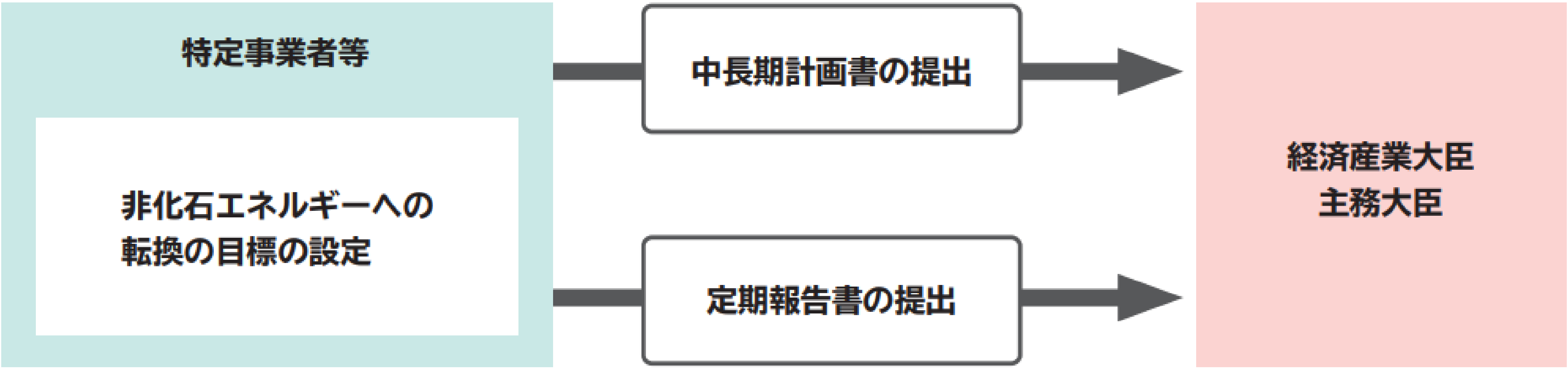

非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。

3．電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げ DR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げ DR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます（詳細は P.14）。

これまでの省エネ法	改正省エネ法
昼間／夜間／平準化時間帯（夏期・冬期の昼間）に分けて電気使用量を報告	●月別（1ヶ月単位）又は時間帯別（30分又は60分単位）での電気使用量を報告 ●DRを実施した日数の報告

新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。

＜目次＞

１．改正省エネ法の概要

２．定期報告書の提出方法の変更点

３．定期報告書作成のポイント

４．関連リンク

報告書の提出方法の変更について

- ■ 定期報告書作成支援ツール（アプリ、エクセル）は令和５年度をもって廃止とし、**令和６年度以降はEEGSによる定期報告書の作成・提出を原則**とします。
- ■ EEGSの利用に当たっては事前に地方経済産業局に様式43「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。。
- ■ EEGSの改正法への対応は令和６年４月を予定しておりますが、**事業者・事業所情報の登録は現時点でも可能ですので、来年度の報告に向け、前もって届出書の提出をお願いいたします**。

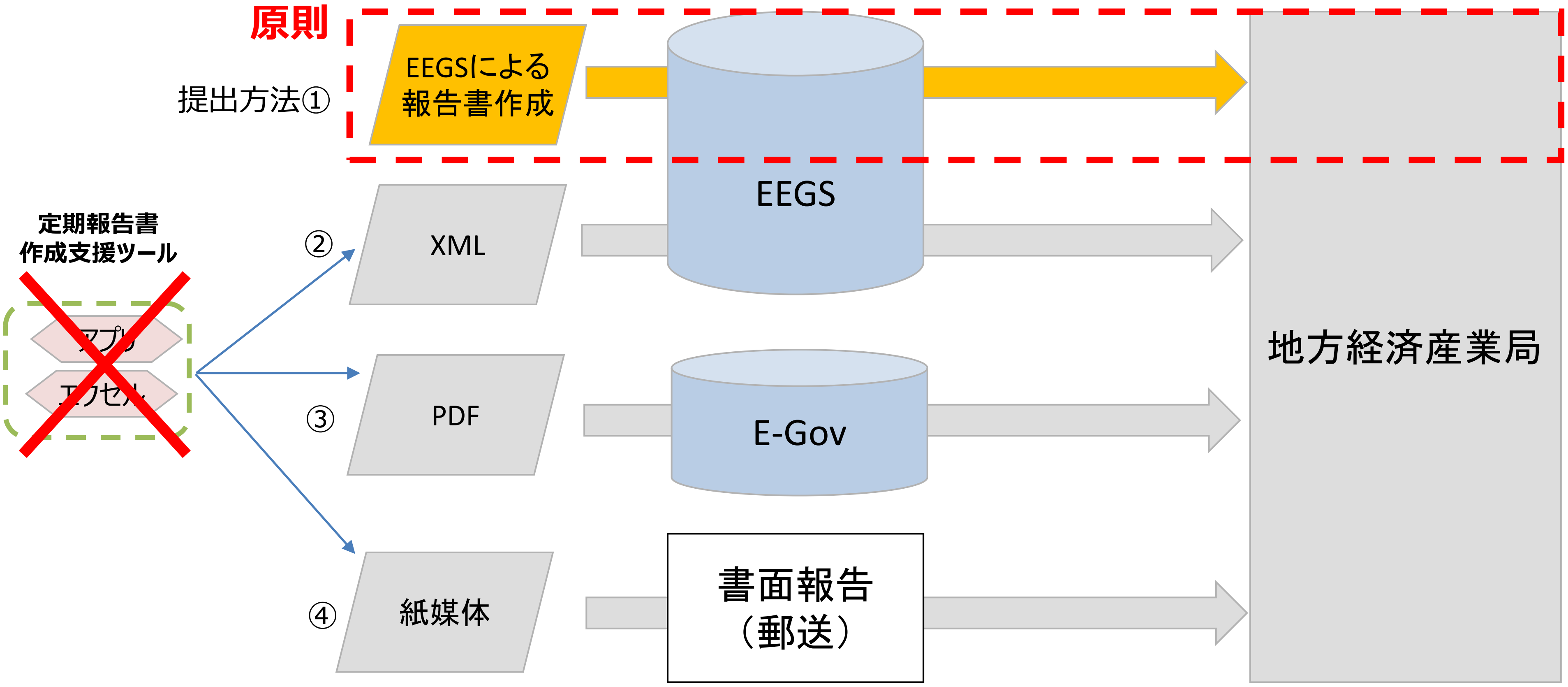

EEGSによる定期報告書作成・提出の流れ

「電子情報処理組織使用届出書」を制度所管省庁に提出し、事務局のアカウントを発行

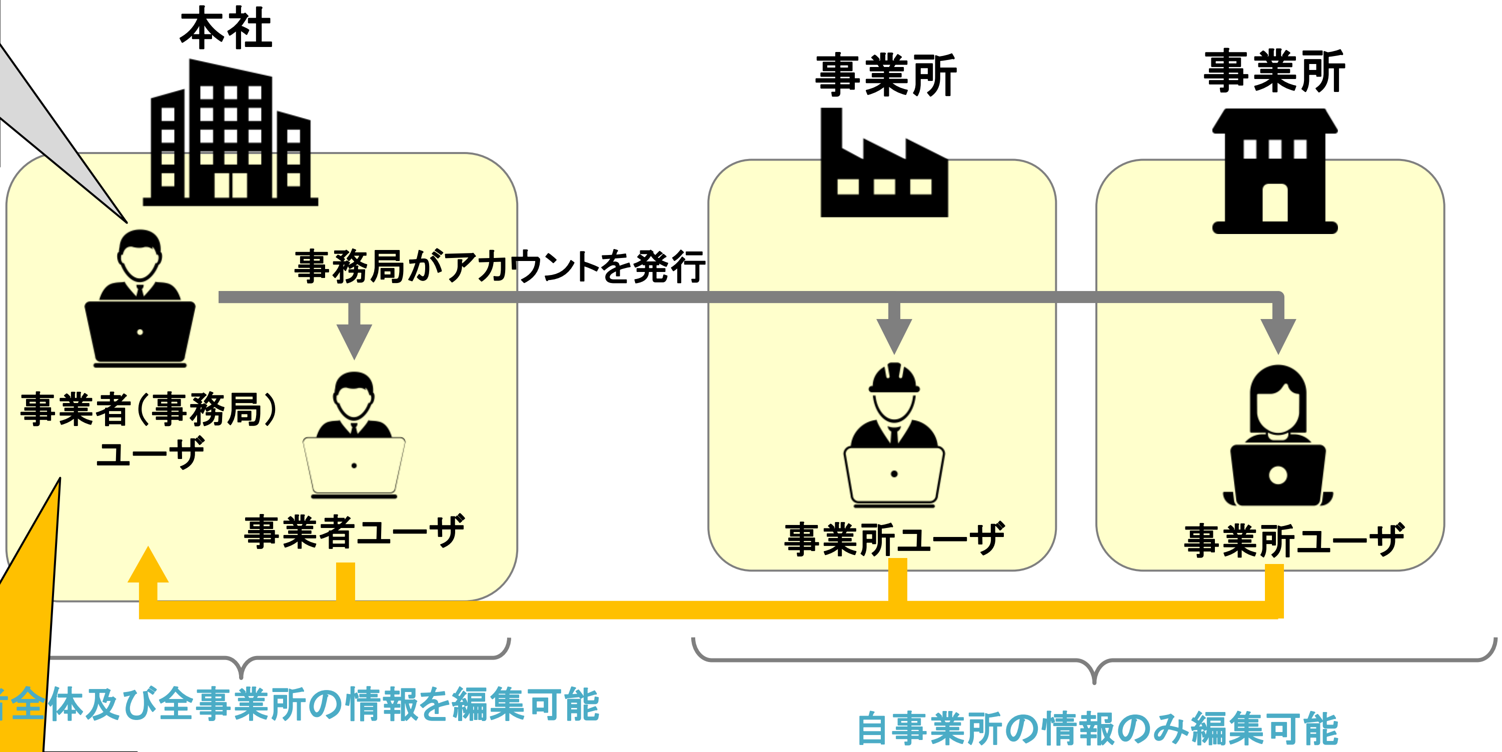

事業者ユーザが各事業所のエネルギー使用状況をEEGSに入力し、事業者ユーザがとりまとめの上報告書を作成・提出

※具体的な操作方法についてはEEGSの操作マニュアルを参照ください。

＜目次＞

１．改正省エネ法の概要

２．定期報告書の提出方法の変更点

３．定期報告書作成のポイント

４．関連リンク

令和6年度報告に向けて

1．定期報告書作成のポイント

- 工場　報告書作成のポイント
- 荷主　報告書作成のポイント

2．中長期計画書作成のポイント

- 工場　計画書作成のポイント
- 荷主　計画書作成のポイント

3．定期報告書　任意開示制度のご紹介

特定表ー表紙

● 表紙には事業者の名称等について記入します。

① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地（特定１表に記載の住所と同じ）を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業を所管している省庁**（特定第3表及び特定12表の産業分類毎に確認）。
（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です
例：関東経済産業局長、関東農水局長）

② 届出日（提出年月日）を記載。西暦が望ましい。

③ 住所（本社登記住所）・法人名・法人番号・代表者の役職名・代表者氏名等を記入。

※法人名は、正式名称を略さず記載
法人番号(**13桁**)は、国税庁ホームページより検索
http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

※代表者の役職名は、公式なものを記載（押印は不要。）

※法人名（英語表記）と銘柄コードは任意入力（有している事業者のみ記入。）。

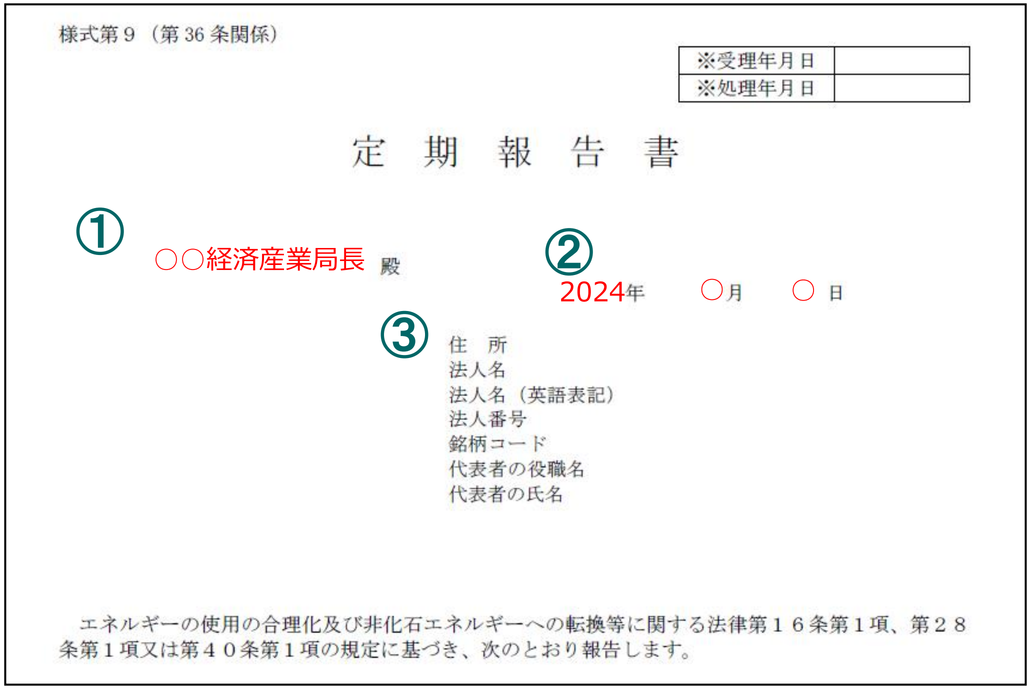
様式第９（第 36 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

① ○○経済産業局長 殿

② 2024年　○月　○ 日

③
住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６条第１項、第２８条第１項又は第４０条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定－第１表　事業者の名称等

● 特定－第１表には事業者の名称等の情報を記入します。

① 特定事業者番号（経済産業局から通知した番号（７桁））を記入。

② 特定排出者番号（９桁）を記入。
（参考：特定排出者コード検索）
http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search

③ 事業者の名称（表紙の法人名に同じ）を記載。

④ 実際に本社として機能している事業所の所在地を記入。

⑤ 細分類番号は、日本標準産業分類における細分類番号を記載。**主たる事業はその細分類番号名称**を記載。
（参考：総務省HP）
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

⑥ 選任されているエネルギー管理統括者の職名・氏名を記入。

⑦ 選任されているエネルギー管理企画推進者の職名・氏名・免状番号又は講習修了番号・勤務地・連絡先を記入。

※選任期限が到達しておらず、未選任の場合には、作成実務者名等を記入。氏名の後ろに「（作成実務者）」と追記。また、番号欄には「選任中」と記載。

⑧ 勤務先の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる電話番号を記入。

⑨ 前回の報告から変更が有る場合には、変更前の事業者の名称・所在地を記入。所在地が経済産業局の管轄を超えて変更した場合や、合併などの名称変更の場合については、提出前に相談。（新規の事業者は記載不要、**変更のない事業者は　無に○を付ける**）

事業者単位の報告

特定－第１表　事業者の名称等

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号 ①	○○○○○○○
特定排出者番号 ②	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
事業者の名称 ③	○○○○株式会社
主たる事務所の所在地 ④	〒○○○−○○○○ ○○県○○市○○　○−○
主たる事業	○○○○業
細分類番号 ⑤	○ ○ ○ ○
エネルギー管理統括者の 職名・氏名 ⑥	職名　常務取締役 氏名　○○　○○
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先 ⑦ ⑧	職名　○○部○○課 氏名　○○　○○ エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ＊−＊＊＊＊−＊＊＊＊＊＊＊＊ 勤務地　〒○○○−○○○○ ○○県○○市○○　○− 電話（　○○○　−○○○　−○○ FAX　（　○○○　−○○○　−○○ メールアドレス　＊＊＊@＊＊＊＊．ｃｏ．ｊｐ

前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　⑨　有・無

有の場合

変更前の事業者の名称　：

変更前の事業者の所在地　：〒

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

電子申請で、住所の県名が重複して記載される誤りがよく発生していますので注意してください。

エネルギー管理統括者等の選解任届が未提出のケースが発生していますので注意してください。

メールアドレスの誤記が発生していますので注意してください。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

- 特定－第２表には、報告対象年度に使用したエネルギー量を記載頂きます。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

2023 年度

エネルギーの種類		単位	使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
	原油（コンデンセートを除く。）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	小計	GJ												
非化石燃料	黒液	t												
	木材	t												
	木質廃材	t												
	バイオエタノール	kl												
	バイオディーゼル	kl												
	バイオガス	千m³												
	その他バイオマス	t												
	RDF	t												
	RPF	t												
	廃タイヤ	t												
	廃プラスチック	t												
	廃油	kl												
	廃棄物ガス	千m³												
	混合廃材	t												
	水素	t												
	アンモニア	t												
	その他（　　）	GJ												
	その他（　　）	GJ												
	小計	GJ												

報告対象年度（エネルギーを使用した年度）は「2023年度」と記入して下さい

「数値」の欄は、１年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第１位を四捨五入して整数値で記入して下さい

使用量が極めて少ないため、小数点以下第１位を四捨五入することによって「０」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量ＧＪの欄を「空欄」として下さい（「０」、「－」や斜線等は記入しないで下さい）

非化石エネルギーが報告対象に加わった事に伴い、表の項目が大幅に増えております。なお、表に無いものについても、エネルギーとして使用した際は報告対象となりますが、以下の通り化石燃料と非化石燃料で報告方法が異なるのでご留意下さい。

化石燃料　：項目にないものは、項目にある燃料のうち最も近しい燃料の使用量に含めるかたちで報告

非化石燃料：項目にないものは「その他」にて報告

参考：エネルギー換算係数（化石燃料・熱）

- 改正省エネ法では、化石燃料や熱について、熱量換算係数が変更となる。

省エネ法の現行値（2005年度　標準発熱量）			見直し後の値（2018年度　標準発熱量）			変化率
項目		数値（GJ/計量単位）	項目		数値（GJ/計量単位）	
原油【kl】		38.2	原油【kl】		38.3	0.26%
原油のうちコンデンセート【kl】		35.3	原油のうちコンデンセート【kl】		34.8	-1.42%
揮発油【kl】		34.6	揮発油【kl】		33.4	-3.47%
ナフサ【kl】		33.6	ナフサ【kl】		33.3	-0.89%
ジェット燃料油【kl】		36.7	ジェット燃料油【kl】		36.3	-1.09%
灯油【kl】		36.7	灯油【kl】		36.5	-0.54%
軽油【kl】		37.7	軽油【kl】		38.0	0.80%
A重油【kl】		39.1	A重油【kl】		38.9	-0.51%
B・C重油【kl】		41.9	B・C重油【kl】		41.8	-0.24%
石油アスファルト【t】		40.9	石油アスファルト【t】		40.0	-2.20%
石油コークス【t】		29.9	石油コークス【t】		34.1	14.05%
石油ガス	液化石油ガス(LPG)【t】	50.8	石油ガス	液化石油ガス(LPG)【t】	50.1	-1.38%
	石油系炭化水素ガス【千㎥】	44.9		石油系炭化水素ガス【千㎥】	46.1	2.67%
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)【t】	54.6	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)【t】	54.7	0.18%
	その他可燃性天然ガス【千㎥】	43.5		その他可燃性天然ガス【千㎥】	38.4	-11.72%
石炭	原料炭【t】	29.0	輸入原料炭【t】		28.7	-1.03%
			コークス用原料炭【t】		28.9	―
			吹込用原料炭【t】		28.3	―
	一般炭【t】	25.7	輸入一般炭【t】		26.1	1.56%
			国産一般炭【t】		24.2	―
	無煙炭【t】	26.9	輸入無煙炭【t】		27.8	3.35%
石炭コークス【t】		29.4	石炭コークス【t】		29.0	-1.36%
コールタール【t】		37.3	コールタール【t】		37.3	-0.00%
コークス炉ガス【千㎥】		21.1	コークス炉ガス【千㎥】		18.4	-12.80%
高炉ガス【千㎥】		3.41	高炉ガス【千㎥】		3.23	-5.28%
			発電用高炉ガス【千㎥】		3.45	―
転炉ガス【千㎥】		8.41	転炉ガス【千㎥】		7.53	-10.46%
産業用蒸気【GJ】		1.02	産業用蒸気【GJ】		1.17	14.71%
産業用以外の蒸気【GJ】		1.36	産業用以外の蒸気【GJ】		1.19	-12.50%
温水【GJ】		1.36	温水【GJ】		1.19	-12.50%
冷水【GJ】		1.36	冷水【GJ】		1.19	-12.50%

（参考）エネルギー換算係数（非化石燃料）

- 改正省エネ法では、新たに以下の非化石燃料等についても報告対象となる。

項目	単位発熱量（MJ/kg）	実測での報告	燃料の例
黒液	13.6（絶乾）	○	黒液
木材	13.2（絶乾）	○	木質チップ、木質ペレット（ホワイトペレット、全木ペレット、バークペレット、ブラックペレット等）、薪、木質ブリケット燃料、オガライト、木炭、ヤシ殻等の森林由来、工場残材由来および建築廃材由来等の木質原料から作られた燃料製品
木質廃材	17.1（絶乾）	○	木くず、おがくず、表皮（バーク）、分枝、パルプ製造時の残滓等の工場において発生する木質原料を起源とする廃棄物等
バイオエタノール	23.4 (MJ/L)		植物や動物などバイオマス由来の資源から作られ、ガソリンを代替する液体燃料
バイオディーゼル	35.6 (MJ/L)		廃食用油などバイオマス由来の資源から作られ、軽油を代替する液体燃料
バイオガス	21.2 (MJ/m^3 SATP)		家畜排泄物、生ごみ、食品残渣、下水処理場等から発生するバイオマス由来の資源から作られたガスを回収し、燃料製品としたもの
その他バイオマス	13.2	○	紙くず、古紙粕、パルプ粕、ペーパースラッジ、畳、乾燥有機汚泥（下水汚泥、活性汚泥等）、肉骨粉、油脂ピッチ、脂肪酸ピッチ、食品加工時に発生する再利用できない副生廃棄物（コーヒー粕、バガス等）等の植物や動物などバイオマス由来の資源から作られた主に固体の燃料等で、原料や利用形態が特定できないもの等
RDF	18.0		一般廃棄物、産業廃棄物のうち金属等の不燃分や水分を除去、分離し、可燃物を精製固化し添加物を加え、発熱量を調整して燃料製品としたもの
RPF	26.9		廃プラスチックや再生利用困難な古紙等を混合、成型し、発熱量を調整して燃料製品としたもの
廃タイヤ	33.2	○	一般廃棄物や産業廃棄物から分別された使用済タイヤを燃料として使用するもの
廃プラスチック	29.3	○	自動車破砕残渣（ASR）等の再生利用しない使用済プラスチック
廃油	40.2（MJ/L）	○	廃棄物から分別され、焼却処分される油脂及び油脂等に分離処理等を施し燃料製品としたもののうちバイオマス由来以外のもの
廃棄物ガス	21.2 (MJ/m^3 SATP)		埋立処分場において副生するメタン等の可燃性ガスのうち、バイオマスのみを由来としたガスか否かが明らかでないものを回収し、燃料製品としたもの
混合廃材	17.1	○	布、廃白土、蓄糞たい肥化燃料、含油汚泥、未燃灰、繊維くず等、CPF（フラフ燃料）等のバイオマス由来のみでない固体状の廃材、又は複数の廃材等が混在するもの
水素	142 （MJ/kg）		水素
アンモニア	22.5 (MJ/kg)		アンモニア

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

- **令和5年度までは、これまで電気需要平準化のために報告頂いていた以下の電気量もご報告頂く必要がございますのでご注意ください。様式には記入欄はございませんが、EEGS上に入力欄を設けております。**

① 電気事業者から買電した電気量（昼間買電・夜間買電）

「昼間買電」及び「夜間買電」とは

一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、
運用する電線網を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量のこと

昼間買電	８時から２２時
夜間買電	２２時から翌日８時

② 電気事業者から買電した電気需要平準化時間帯の電気量

「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは

夏期（７月１日から９月３０日）及び冬期（１２月１日から３月３１日）の８時から２２時までのこと

→したがって、当該項目には、

「昼間買電」のうち、夏期（７月～９月）及び冬期（１２月～３月）の使用量を記入して下さい。

※　電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測しての把握ができない場合は、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量を報告して下さい。

※　検針票を用いても把握できない場合は、夏期（７月～９月）及び冬期（１２月～３月）の全ての昼夜間買電量を報告して下さい。

（注）夏期・冬期における電気需要平準化時間帯は、昼間買電の内数です。「電気」の小計で重複計上しないで下さい。

特定-第2表

	高炉ガス		千m³				
	転炉ガス		千m³				
	その他の	都市ガス	千m³	5,833	261,318		
		）					
		気	GJ	601	613		
		蒸気	GJ				
	温水		GJ				
	冷水		GJ				
	小計		GJ		273,234		
電気	電気事業者	昼間買電 ①	千kWh	41,030	409,069		
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯 ②	千kWh	(24,500)	(244,265)		
		夜間買電 ①	千kWh	13,338	123,777		
	その他	上記以外の買電	千kWh				
		自家発電	千kWh	70		30	293
	小計		千kWh	54,365	532,846	30	293
合　計GJ					810,823		293
原油換算kl					Ⓢ 20,919		Ⓣ 8
前年度原油換算kl					21,173		
対前年度比（%）					98.8		

特定－第2表1-2　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

- 特定第２表１－２では、電気需要最適化原単位の算出に必要となる、月別もしくは時間帯別の電気使用量をご報告頂きます。

①報告にあたっては、事業者単位で月別・時間帯別の**いずれか1つを選択。**
※指定工場がある場合は、**全ての工場にて月別か時間帯別かを統一。**

②（月別を選択した場合に記入）
月ごとの電気使用量に、資源エネルギー庁が4月下旬に公表する月ごとの係数を乗した数値を記入。
※月ごとの係数はエリア毎に異なるため、エリアを跨いで複数事業を所有する事業者にあたっては、エリア毎の電気の使用量に各エリアの係数を乗じて電気の使用量を計算してください（（注）のとおりExcelで計算頂きます。）。

③（時間帯別を選択した場合に記入）
30分または60分単位で計測した系統電気の使用量に、エリア毎の「出力制御時間帯」、「需給が厳しい時間帯」、「その他の時間帯」の係数を乗じた数値を記入。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳　　※時間帯別を選んだ際の記載例

	時間帯	単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh						
	５月	千 kWh						
	６月	千 kWh						
	７月	千 kWh						
	８月	千 kWh						
	９月	千 kWh						
	１０月	千 kWh						
	１１月	千 kWh						
	１２月	千 kWh						
	１月	千 kWh						
	２月	千 kWh						
	３月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh	100,000	9,288				
	需給が厳しい時間帯	千 kWh	70,000	22,033				
	その他の時間帯	千 kWh	130,000	31,528				
合計				62,528				

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

（注）
時間帯別を選択した場合はEEGSに電気使用量を入力すれば自動で換算がされます。
月別を選択した場合は、省エネ課が公開するExcelにて計算をしていただき、その数値をEEGSに入力いただく必要がございます。Excelの公開ページは「関連HP」をご覧下さい（Excelの公開は4月中を予定しています。）。

特定－第2表1-2　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

- 係数の公表イメージは以下の通り。令和6年度報告時に使用する係数は令和6年度4月下旬に公表予定です。

時間帯別を選択した際に使用する係数

月別を選択した際に使用する係数

●電気需要最適化係数の設定方法

時間帯別電気需要最適化係数

30分又は60分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

（１）再エネ出力制御時：**3.60 MJ/kWh**
（2日前の時点で出力制御が見込まれる日の８時から16時）

（２）需給状況が厳しい時：**12.2 MJ/kWh**
（前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が５％未満となることが見込まれる日の０時から24時）

（３）その他の時間帯：**9.40 MJ/kWh**

月別電気需要最適化係数

1か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。
報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定されます。

（１）再エネ出力制御時：**3.60 MJ/kWh**
（出力制御を実施した時間帯）

（２）需給状況が厳しい時：**12.2 MJ/kWh**
（一部の時間帯で広域予備率が５％未満となった日の０時から24時）

（３）その他の時間帯：**9.40 MJ/kWh**

（参考）前年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数
報告対象年度の前年度の出力制御と広域予備率の実績をもとに算出される前年度の月別電気需要最適化係数も参考にしていただき、電気の需要の最適化に取り組んでいただくことが出来ます。
前年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数は、毎年4月に公表します。

2022年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数

GJ/千kWh

	北海道	東北	東京	北陸	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄
4月	9.40	9.08	9.40	9.40	9.40	9.40	9.27	9.14	8.30	9.40
5月	9.35	8.87	9.40	9.40	9.40	9.40	9.09	9.03	8.97	9.40
6月	9.40	9.40	9.68	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
7月	9.40	9.40	9.49	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
8月	9.38	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
9月	9.31	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
10月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.28	9.40	8.96	9.40
11月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.14	9.40
12月	9.49	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
1月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.03	9.34
2月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	8.50	9.40
3月	9.40	9.18	9.40	9.40	9.40	9.40	9.09	9.28	8.03	9.28

定期報告書・中長期計画書 | 工場・事業場の省エネ法規制 | 事業者向け省エネ関連情報 | 省エネポータルサイト (meti.go.jp)

特定－第2表1-3　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

- 特定第2表１－３では、1年間のうちディマンドリスポンス（以下DR）（※）を実施した日数をご報告頂きます。
  ※DR：電気の需要側における、電気の供給状況に合わせて、電気の需要を減らしたり、（下げDR）、需要を増やす（上げDR）取組。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	9　日

備考　１　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。
　　　２　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

DRの実施日数を記載。
指定工場等がある場合は、設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載。

DR 実施日数のカウント方法
（様々な DR があるが、種類を区別せず）DR を実施した「日数」をカウント
需給ひっ迫時の上げ DR（需要増加）や再エネ余剰時の下げ DR（需要抑制）はカウント不可

DR 実施日数のカウントイメージ

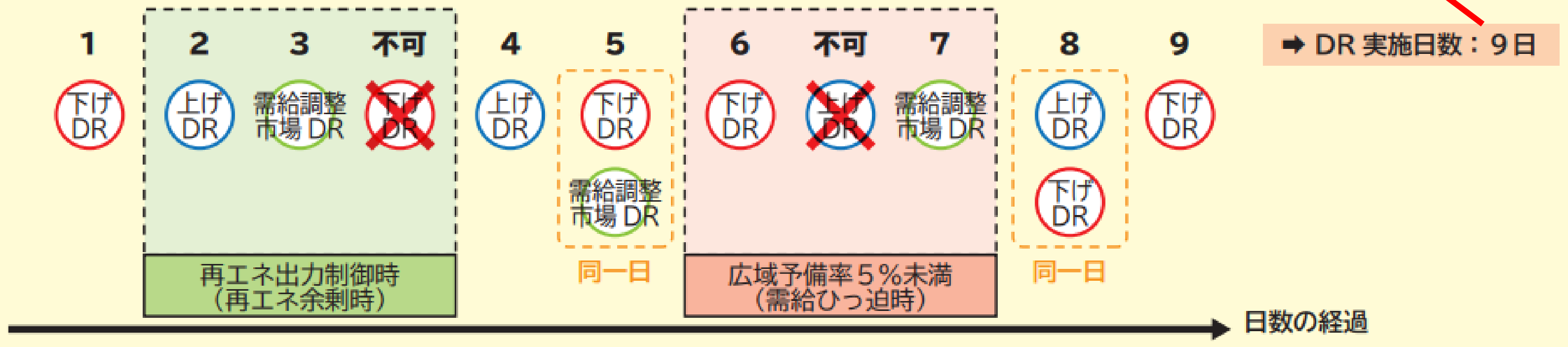

特定－第３表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化**をお願いします。
- エネルギー消費原単位の算出に当たっては、**非化石燃料の使用量に補正係数を乗じて下さい**。
- 「エネルギー消費原単位」の定義は、以下の通りです。

エネルギー消費原単位＝（A'－B－B'）／C

A　＝**エネルギー使用量**（燃料、熱、電気の使用量）
A'＝Aのうち、非化石燃料の使用量に０.８を乗じた使用量
B　＝販売した副生エネルギー量
B' ＝購入した未利用熱量
C　＝**エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値**（例：生産量、売上高、etc）

（注.　「A」、「B」、「B'」は原油換算ｋｌとして計算）

特定－第３表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

- 電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、**月別または時間帯別の電気需要最適化係数を用いて電気の使用量を補正**する必要があります。
- 「電気需要最適化評価原単位」の定義は、以下の通りです。

電気需要最適化評価原単位＝（A“－B－B’）／C

A　＝エネルギー使用量（燃料、熱、電気の使用量）
A“＝Aのうち、非化石燃料の使用量に０.８を乗じ電気需要最適化係数を考慮した使用量
B　＝販売した副生エネルギー量
B’ ＝購入した未利用熱量
C　＝エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（例：生産量、売上高、etc）

（注.　「A」、「B」、「B’」は原油換算ｋｌとして計算）

参考：電気需要最適化係数を考慮した使用量の算出方法

- 系統電気（自己託送を除く）を、**時間帯別電気需要最適化係数**または**月別電気需要最適化係数**の**いずれかを選択して換算**します。
- 系統電気（自己託送を除く）以外の電気については、エネルギーの使用の合理化の措置と同様の一次換算係数で換算します。

時間帯別電気需要最適化係数

30 分又は 60 分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

（1） 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh
（2 日前の時点で出力制御が見込まれる日の８時から 16 時）

（2） 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh
（前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が５％未満となることが見込まれる日の０時から 24 時）

（3） その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

月別電気需要最適化係数

1 か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。
報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定される。

（1） 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh
（出力制御を実施した時間帯）

（2） 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh
（一部の時間帯で広域予備率が５％未満となった日の０時から 24 時）

（3） その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

特定－第３表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

- 事業分類の決定方法のイメージは下図の通りです。

日本標準産業分類に基づいた細分類番号（4桁）ごとに分類

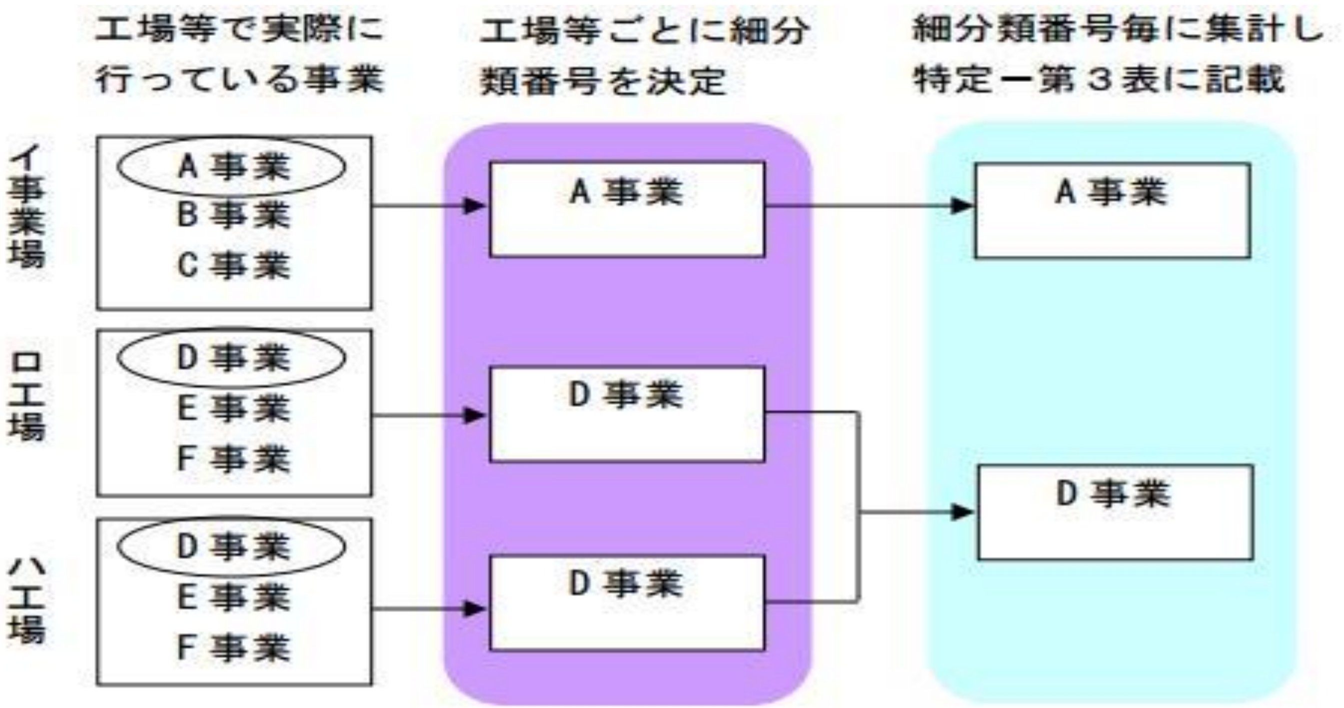

・一つの工場等を複数の事業分類で整理することはできません。（工場・事業所単位で分類）

・複数の工場等にかかる事業分類が同一であっても、事業の内容（Ⓔ（生産数量又は建物　延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値）等）が異なる場合には事業の内容ごとに整理し、２段以上の欄に分けて記入することができる。

・記入欄が4つ以上となる場合は、新たに記入欄を設けて記入。

特定－第３表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

- 特定-第３表のうち、エネルギーの使用に係る原単位（エネルギー消費原単位）及び電気需要最適化評価原単位算出に当たっては、以下２つの算定方法があります。

A

エネルギーの使用と密接な関係を持つ値（原単位の分母）を**事業者全体で1つに設定できる場合**

例：婦人服小売業を主たる事業とする会社

a 店舗（1,265kl）
婦人服小売業（細分類番号：5731）
エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
売上高（585百万円）

b店舗（726kl）
かばん・袋物小売業（細分類番号：5791）
エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
売上高（317百万円）

c 店舗（512kl）
洋品雑貨・小間物小売業（細分類番号：5793）
エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
売上高（223百万円）

事業者全体のエネルギーの使用と密接な関係を持つ値
売上高
1,125百万円

B

エネルギーの使用と密接な関係を持つ値（原単位の分母）を**事業者全体で1つに設定できない場合**

例：小麦粉製造業を主たる事業とする会社

d事務所（412kl）
主として管理事務を行う本社等（細分類番号：0900）
エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
建物延床面積（1,058㎡）

e工場（2,151kl）
小麦粉製造業（細分類番号：0962）
エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
生産重量（11,281トン）

f営業所（200kl）
雑穀・豆類卸売業（細分類番号：5212）
エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
売上高（1,580百万円）

事業者全体のエネルギーの使用と密接な関係を持つ値
建物延床面積
1,058㎡
生産重量
11,281トン
売上高
1,580百万円

特定－第３表　１－１（Aの場合）

- 特定-第３表　１－１エネルギーの使用に係る原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算 エネルギーの使用量（原油換算 kl） (Ⓐ-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl） (Ⓐ-1')	販売した副生エネルギーの量（原油換算 kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算 kl） Ⓑ'	(Ⓒ-1) = (Ⓐ-1')－Ⓑ－Ⓑ'	(Ⓒ-1) の構成割合（%） (Ⓓ-1) = (Ⓒ-1) / (Ⓤ-1) ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネ… 費原… (Ⓕ- -1) /…			… 1) /100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号	婦人服小売業 5　7　3　1	1,856 (1,265)	1,739 (1,265)			1,739 (1,265)		(名称：　　) (単位：　　)				(①-1)
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号	かばん・袋物小売業 5　7　9　1	815 (726)	797 (726)			797 (726)		(名称：　　) (単位：　　)				(②-1)
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号	洋品雑貨・小間物小売業 5　7　9　3	611 (512)	591 (512)			591 (512)		(名称：　　) (単位：　　)				
			(Ⓢ-1)(合計) 3,282 (2,503)	(Ⓢ-1')(合計) 3,127 (2,503)	Ⓣ(合計)	Ⓣ'(合計)	(Ⓤ-1)(合計) 3,127 (2,503)	100%	Ⓥ 1,125 (名称：売上高) (単位：百万円)	(Ⓦ-1) 2.800 (2.225)	(Ⓧ-1) － (2.295)	(Ⓨ-1) = (Ⓦ-1) / (Ⓧ-1) ×100 － (96.9) (Ⓩ-1) = (①-1) + (②-1) + (③-1) +…	

- エネルギーの使用量は**整数**で記入
- エネルギー使用量と密接な関係をもつ値は、原則、**最下位を四捨五入した有効数字４桁を持った数字**で記入
  （例：1,125百万円、33,740㎡）
- 原単位は、原則、**有効数字４桁**で記入
  （例：2.225、0.1848）

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい。

原単位

対前年度比

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を（）書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を（）の外に記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください。

細分類番号が異なる事業であっても、**エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Ⓔが同じ**であれば、**事業者全体をまとめて**、**原単位を算出してください。**

特定－第３表　１－１（Bの場合）

- 特定-第３表　１－１エネルギーの使用に係る原単位等をBの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算kl）(Ⓐ-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）(Ⓐ-1')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ'	(Ⓒ-1) = (Ⓐ-1')-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ-1) の構成割合（%）(Ⓓ-1) = (Ⓒ-1) / (Ⓤ-1) ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 (Ⓕ-1 … -1) /(	前年度のエネルギー消費原単位	エネルギー消費原単位の対前年度比（%）	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄
1	工場等に係る事業の名称	小麦粉製造業	2,912 (2,151)	2,760 (2,151)			2,760 (2,151)	79.1 (77.9)	11,281 （名称：生産重量） （単位：　トン）	0.2447 (0.1907)	– (0.1991)	– (95.8)	– (74.6)
	細分類番号	0 9 6 2											
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	512 (412)	492 (412)			492 (412)	14.1 (14.9)	1,058 （名称：延床面積） （単位：　㎡　）	0.4650 (0.3894)	– (0.3901)	– (99.8)	(②-1) – (14.9)
	細分類番号	0 9 0 0											
3	工場等に係る事業の名称	雑穀・豆類卸売業	245 (200)	236 (200)			236 (200)	6.8 (7.2)	1,580 （名称：売上高） （単位：百万円）	0.1494 (0.1226)	– (0.1259)	– (100.6)	(③-1) – (7.2)
	細分類番号	5 2 1 2											
			(Ⓢ-1)（合計）	(Ⓢ-1')（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	(Ⓤ-1)（合計）		Ⓥ	(Ⓦ-1)	(Ⓧ-1)	(Ⓨ-1) = (Ⓦ-1) / (Ⓧ-1) ×100	
			3,669 (2,763)	3,488 (2,763)			3,488 (2,763)	100%	（名称：　　） （単位：　　）				
												(Ⓩ-1) = (①-1) + (②-1) + (③-1) … – (96.7)	

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算して下さい。

前年度の「エネルギー消費原単位」を必ず記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を（）書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を（）の外に記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください。

寄与度の合計

特定－第３表　２－１（Aの場合）

● 特定-第３表　２－１電気需要最適化評価原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		エネルギーの使用量（原油換算kl）(Ⓐ-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）(Ⓐ'-1')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）	購入した未利用熱の量（原油換算kl）	(Ⓒ'-1)=(Ⓐ'-1')-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ'-1)の構成割合（%）(Ⓓ'-1)=(Ⓒ'-1)/(Ⓤ'-1)×100	生産数量又は…物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	…化評価原単位 (Ⓕ'-1)=(Ⓒ'-1)/Ⓔ	…需要最適化評価原単位 (Ⓖ'-1)	…評価原単位の対前年度比（%）(Ⓗ'-1)=(Ⓕ'-1)/(Ⓖ'-1)×100	…化評価原単位の対前年度比の寄与度（%）(Ⓘ'-1)=(Ⓓ'-1)×(Ⓗ'-1)/100
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業	1,856 (1,265)	1,708 (759)			1,708 (1,493)		(名称：　) (単位：　)				(Ⓘ'-2)
	細分類番号	5 7 3 1											
2	工場等に係る事業の名称	かばん・袋物小売業	815 (726)	780 (437)			780 (857)		(名称：　) (単位：　)				
	細分類番号	5 7 9 1											
3	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業	611 (512)	568 (230)			568 (581)		(名称：　) (単位：　)				
	細分類番号	5 7 9 3											
			(Ⓢ-1)(合計) 3,282 (2,503)	(Ⓢ'-1')(合計) 3,056 (1,426)			(Ⓤ'-1)(合計) 3,056 (2,931)	100%	Ⓥ 1,125 (名称：売上高) (単位：百万円)	2.716 (2.605)	－ (2.675)	(Ⓧ'-1)×100 － (97.4)	(Ⓩ'-1)=(Ⓘ'-1)+…-1)+(③'-1)…

※基本的な書き方はエネルギー消費原単位（特定－第3表１）算出の際と同様です。

非化石燃料の使用量を0.8倍し、電気需要最適化係数を加味して再計算して下さい。

（）の中には旧省エネ法に基づく**電気需要平準化時間帯の買電量の**数値を記入して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい。今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい。

※2024度報告は「電気需要平準化原単位」を記入して下さい。

原単位

対前年度比

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を（）書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を（）の外に記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください。

細分類番号が異なる事業であっても、**エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Ⓔが同じ**であれば、**事業者全体をまとめて**、**原単位を算出する。**

特定－第３表　２－１（Bの場合）

- 特定-第３表　２－１電気需要最適化評価原単位等をBの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合）に記載する方法は、以下の通りです。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ'-1')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）	購入した未利用熱の量（原油換算kl）	(Ⓒ'-1)=(Ⓐ'-1')-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ'-1) の構成割合（%） (Ⓓ'-1) = (Ⓒ'-1) / (Ⓤ'-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 (Ⓕ'-1)=(Ⓒ'-1)/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 (Ⓖ'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） (Ⓗ'-1)=(Ⓕ'-1)/（Ⓖ'-1)×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） (Ⓘ'-1)=(Ⓓ'-1) ×(Ⓗ'-1)/100
1	工場等に係る事業の名称	小麦粉製造業	2,912 (2,151)	2,760 (1,500)			2,760 (2,601)	79.1 (77.9)	11,281 (名称 生産重量) (単位：トン)	0.2447 (0.5028)	– (0.2409)	– (95.7)	(Ⓘ'-2) – (74.6)
	細分類番号	0 9 6 2											
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	512 (412)	492 (400)			492 (532)	14.1 (14.9)	1,058 (名称 延床面積) (単位： ㎡)	0.4650 (0.2409)	– (0.5038)	– (99.8)	(②'-2) – (14.9)
	細分類番号	0 9 0 0											
3	工場等に係る事業の名称	雑穀・豆類卸売業	245 (200)	236 (110)			236 (233)	6.8 (7.2)	1,580 (名称：売上高) (単位：百万円)	0.1494 (0.1475)	– (0.1396)	– (105.7)	(③'-2) – (7.6)
	細分類番号	5 2 1 2											
			(Ⓢ-1) (合計) 3,669 (2,763)	(Ⓢ'-1') (合計) 3,488 (2,010)			(Ⓤ'-1) (合計) 3,488 (3,366)		Ⓥ	(Ⓦ'-1)	(Ⓧ'-1)	(Ⓨ'-1) = (Ⓦ'-1) / (Ⓧ'-1) × 100 (Ⓩ'-1) ＝ (Ⓘ'-1) ＋ (②'-1) ＋ (③'-1) … – (97.1)	

非化石燃料の使用量を0.8倍し、電気需要最適化係数を加味して再計算して下さい。

（）の中には旧省エネ法に基づく**電気需要平準化時間帯の買電量の数値を記入**して下さい。

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を（）書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を（）の外に記入して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい。今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい。

※2024度報告は「電気需要平準化原単位」を記入して下さい。

寄与度の合計

特定－第３表　１－２及び２－２について

- 特定-第３表「１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等」の表は連携省エネルギー計画の認定を受けた事業者が記入します。
- **<u>連携省エネルギー計画の認定を受けていない場合は、記入は不要</u>**です（２－２も同様）。

１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-2）	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-2'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ'	（Ⓒ-2）＝（Ⓐ-2'）－Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-2）の構成割合（%）（Ⓓ-2）＝（Ⓒ-2）／（Ⓤ-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位（Ⓕ-2）＝（Ⓒ-2）／Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位（Ⓖ-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%）（Ⓗ-2）＝（Ⓕ-2）／（Ⓖ-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%）（Ⓘ-2）＝（Ⓓ-2）×（Ⓗ-2）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（①-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（②-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（③-2）
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ-2'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ-2）	（Ⓧ-2）	（Ⓨ-2）＝（Ⓦ-2）／（Ⓧ-2）×100 （Ⓩ-2）＝（①-2）＋（②-2）＋（③-2）＋…	

特定－第４表　１及び２について（Aの場合）

● 事業者の過去５年間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況を記入してください。

① 過去の年度の原単位及び対前年度比を**旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記載（記入例参照）**

・報告対象年度の４年前～１年前の原単位、前年度比欄については、**前年度の報告書から転記**

・報告対象年度の原単位（**特定－第３表**の Ⓦ）および対前年度比（%）（**特定－第３表**のⓎ）は一番右の欄に（直近の報告値が右に来るよう）記入。

② 直近５年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。

③ 原単位については、**原則、有効数字４桁**で記入。

④ ５年度間の平均原単位変化の欄に、過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を４乗根し、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで記入。（ Ⓙ × Ⓚ × Ⓛ × Ⓜ ）$^{1/4}$ （%）

1　エネルギー消費原単位

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(2.301)	(2.299)	(2.277)	(2.295)	2.800 (2.225)	
対前年度比（%）		Ⓙ−1 99.9	Ⓚ−1 99.0	Ⓛ−1 100.8	Ⓜ−1 96.9	99.1

過去４年間の原単位の未記入や誤りが多く発生していますので注意してください。

なお、過去５年度間の記載無い場合（4年度間以下になる場合）は、５年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

↓2021年度（2020年度実績）から報告されている事業者の例

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位		(99.3)	(98.2)	(99.7)	98.5 (97.9)	
対前年度比（%）		Ⓙ	Ⓚ 98.9	Ⓛ 101.5	Ⓜ 98.2	

特定－第４表　１及び２について（Bの場合）

【エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を**事業者全体で1つに設定できない**場合】B

① エネルギーの使用に係る原単位の欄は空欄。原単位を算出している年度と対前年度比を記入（直近５年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。５年度間に満たない場合は右詰め。）。なお、特定第３表にて求めたⓏが、本表のⓂと一致する。

② ５年度間の平均原単位変化の欄に、過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を４乗根し、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで記入。

$$(Ⓙ \times Ⓚ \times Ⓛ \times Ⓜ)^{1/4} \quad (\%)$$

過去の原単位を誤って入力したり前年比の値が誤っていたりするケースが多く発生していますので注意してください。

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度 2019	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ 99.5	Ⓚ 98.9	Ⓛ 101.5	Ⓜ 98.2	99.5 ②

なお、過去5年度間の記載無い場合（4年度間以下になる場合）は、5年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

↓2020年度（2019年度実績）から報告されている事業者の例

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ	Ⓚ 98.9	Ⓛ 101.5	Ⓜ 98.2	

●第４表2　電気需要最適化評価原単位も第3表2から同様に記入

参考：特定－第４表　１及び２における経過措置

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化**を図ることを求めています。
- 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり、**経過措置**を設けます。

●改正前の省エネ法に基づく数値は（　　）内に、改正後の省エネ法に基づく値は（　　）外に記載する。

■ **2024 年度定期報告**（2023 年度実績）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比（%）		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

両方の数値を記載

■ **2025 年度定期報告**（2024 年度実績）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年		97.9	98.0	100.0	98.0	98.5

改正前の省エネ法に基づく原単位変化

■ **2026 年度定期報告**（2025 年度実績）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	
対前年度比（%）		98.0	100.0	98.0	100.0	99.0

■ **2027 年度定期報告**（2026 年度実績）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年	原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	
対前年度比（%）		100.0	98.0	100.0	99.0	99.3

改正後の省エネ法に基づく原単位変化

特定－第４表　３　非化石エネルギーの使用状況

- 3-1「非化石電気の使用状況」は**全ての事業者が記入**する必要があります。
- 3-2「定量目標の目安に関する指標の状況」は、**目安設定業種のみ記入**が必須となります。
- 3-3「その他の指標の状況」は、**中長期計画書にて「その他の指標の状況」を設定している場合**は記入が必須となります。
- 3-4「非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報」には、3-1、3-2、3-3で記載した割合の算出方法（計算式等）を記入して下さい。

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	205,347	%	%	%	%	27.1 %	60.0 %

中長期計画書に記載した目標を記入

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023年度	2030 年度	2030年度
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000					27.1%	28%以上	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	996,845					24.9%	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

特定－第４表　３-1

- 3-1には、**事業者全体の使用電気（自家発含む）に占める非化石電気の比率**について実績等を記入して下さい。ただし、販売した電気は含みません。
- 本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、**一次換算係数8.64（GJ/千kWh）を乗じて算出**して下さい。
- **「重み付け非化石」に該当する電気には、その使用量に1.2倍を乗じて算出**して下さい。
- 本表における**目標年度は必ず2030年度に設定**して下さい。

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	205,347	%	%	%	%	27.1 %	60.0 %

中長期計画書に記載した目標を記入

年度ごとに右詰め記入

販売した電気を除く、事業者全体の電気の使用量（※自家発含む）

※燃料を投じて発電した自家発電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

特定－第４表　３-2

- 3-2では、業種ごとに国が設定する定量目標の目安に関して、実績等を記入して下さい。
- 本表は目安の設定がある**５業種のみ記入が必須**です。（その他の事業者は記入不要）
- 本表における**目標年度は必ず2030年度に設定**して下さい。

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023年度	2030 年度	2030年度
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000					27.1%	28%以上	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

年度ごとに右詰め記入

左表に記載の水準をそのまま記載

●定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
１Ａ	高炉による製鉄業（※１）	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量に係る原単位（石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。）削減割合	２%以上
１Ｂ	電炉による製鉄業（※２）	2030 年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	５９%以上
２	セメント製造業（※３）	2030 年度における焼成工程（原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程）における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	２８%以上
３Ａ	洋紙製造業（※４）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030 年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①３０%以上 ②５９%以上
３Ｂ	板紙製造業（※５）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030 年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①３０%以上 ②５９%以上
４Ａ	石油化学系基礎製品製造業（※６）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030 年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①３０%以上 ②５９%以上
４Ｂ	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030 年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①３０%以上 ②５９%以上
５	自動車製造業	2030 年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	５９%以上

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

特定－第４表　３-3

- 3-3には、任意に設定した指標に関する実績等を記入して下さい。
- **本表の記入は任意**となります。
- 指標の設定に当たっては、**事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標**として下さい。
- 本表における**目標年度は、必ずしも2030年度とする必要はありません**。

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023　年度	2030年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	996,845					24.9%	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

年度ごとに右詰め記入

※任意指標の例
- 事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- 外部調達電気における非化石エネルギー割合
- 〇〇製造工程における非化石エネルギー使用割合
- 給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

特定－第４表　３-４

- 3- 4 には、3-1、3-2、3-3の計算式など、非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報を記載して下さい。
- 3-1、3-2、3-3それぞれについて根拠となる情報を記載いただく必要がございます。
- **本表の記入は必須**となります。

（記載例）

３－４　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

（3-1）非化石電気の使用量○○kWh＋証書等の非化石エネルギー量○○kWh/電気の使用量○○kWh=○○%
（3-2）・・・

参考：非化石エネルギーの使用状況の算出方法

● 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、以下３点を考慮して下さい。

Ⅰ.「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を1．2倍する

自家発太陽光やオフサイト型PPA（FIT/FIP非認定）、他事業者から供給される非燃料由来の非化石電気等は、非化石エネルギー使用状況を算出する際、その使用量に1．2を乗じて計算して下さい。

※ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、下式のとおり熱量換算係数を 8.64（全電源平均係数）として再計算した上で、1.2 を乗じてください。

非化石エネルギー使用状況の算出時における再エネ自家発電気(※)の使用量 ＝発電量(千 kWh)×3.6(GJ/千 kWh) ×8.64/3.6 ×1.2

（発電量(千 kWh)×3.6(GJ/千 kWh)：通常のエネルギー使用量、×8.64/3.6：全電源平均係数で再計算）

Ⅱ. 証書等の非化石エネルギーみなし量を化石エネルギー使用量と置き換える

非化石エネルギー使用状況の算出の際、証書等の非化石エネルギーみなし使用量を化石エネルギー使用量と置き換えて計算して下さい。

Ⅲ. 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から控除

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は差し引いて計算して下さい。

上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを踏まえ、非化石エネルギーの使用状況は下式のとおりとなります。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} + \text{Ⅱ} - \text{Ⅲ}}{\text{全エネルギー使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} - \text{Ⅲ}}$$

参考：非化石転換の評価対象となる証書等について

1．評価される証書等の種類

熱	電気	その他
・非化石熱由来国内クレジット ・非化石熱由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン熱証書 ・非化石熱由来J-クレジット	・非化石電気由来国内クレジット ・非化石電気由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン電力証書 ・非化石電気由来J-クレジット ・非化石証書	・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書 等

※　非化石熱及び非化石電気を使用して温室効果ガスを削減したものに限る。例えば、J－クレジットの場合、工業プロセス（IN-001～005）、農業（AG-001～005）、廃棄物（WA-001～003）、森林（FO-001～003）の方法論によるプロジェクトは、省エネ法における非化石エネルギーのみなし使用量として報告することはできない。

2．非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法

非化石エネルギーみなし使用量 ＝ 報告対象年度の無効化量 － 報告対象年度の移転量 ＋ 非化石証書に係る電力の量（※）

※１月１日～12月31日の発電に係るもの

※　証書等のプロジェクトにおいて非化石燃料を使用している場合については、非化石熱として使用している場合には熱の非化石価値として、非化石電気として使用している場合には電気の非化石価値として、化石熱又は化石電気の置き換えに使用することができる。

※　非化石証書については、電気事業者（電気事業法第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者、同項第９号に規定する一般送配電事業者及び同法第27条の19第１項に規定する登録特定送配電事業者）から供給された電気の使用量を非化石電気とみなすことができるが、当該化石電気の使用量を超えてみなし使用量を評価することはできない。

3．報告に当たっての留意事項

- 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量を報告する際には、無効化、償却又は移転等した証書等の根拠となる資料（無効化通知等）をPDF化し、EEGSによるオンライン提出（推奨）又は紙提出してください。
- 紙提出の場合には、定期報告書に同封してください。

参考：非化石転換の評価対象となる証書等について

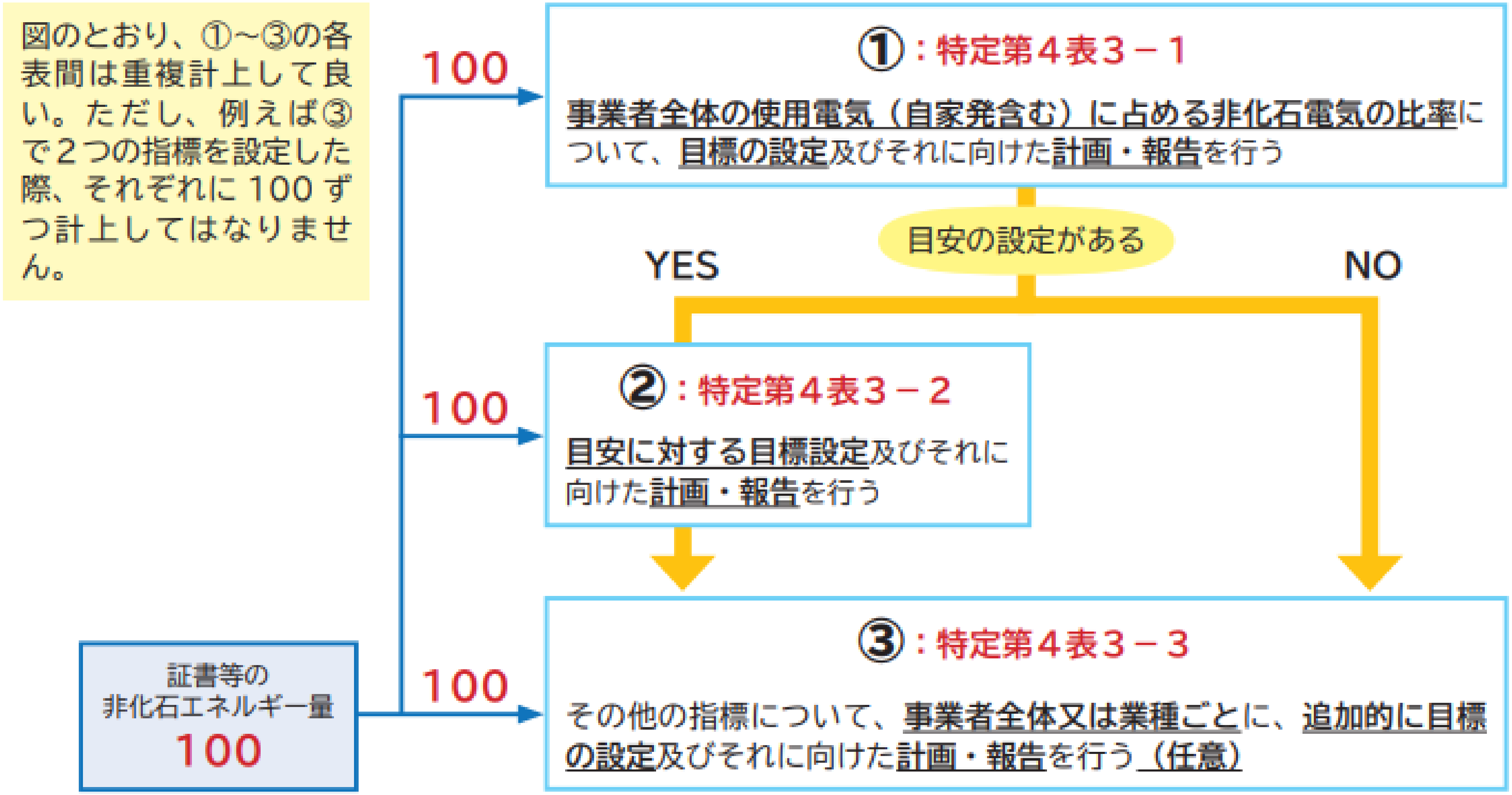

※　②において、複数の事業場や業種における非化石エネルギーのみなし使用量を計上する場合には、事業場や業種ごとのエネルギーの使用量によって、証書等によるみなし使用量を按分して分配すること。目安が設定されている業種Aと目安が設定されていない業種Bを営む事業者が、全体のエネルギー使用量のうち業種Aで６割、業種Bで４割を占めていた場合、100の非化石価値分の証書等した際にはそのうち60（100×0.6）を業種Aにおける非化石転換に使用することができる。

※　定量目安が設定されている５業種８分野においては、証書等により化石電気を非化石電気に置き換えることができるほかに、セメント製造業においては、証書等による熱の非化石価値を、焼成工程における化石燃料を使用した際の熱の非化石熱への置き換えに使用することができる。また、高炉による製鉄業、洋紙製造業、板紙製造業、石油化学系基礎製品製造業、ソーダ工業においては、証書等による熱又は電気の非化石価値を、石炭の削減量として使用することができる。

特定－第５表　１　エネルギーの使用に係る原単位の改善

- 過去５年度間の原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は、その理由を（イ）に記入し、事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（ロ）に記入してください。

①過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が平均1％以上改善できなかった場合（**第4表**の5年度間平均原単位変化欄が**99．0%を超えた場合**）は、その理由を（イ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べエネルギーの使用に係る原単位が改善できなかった場合（**特定－第4表**の対前年度比Ⓜが**100．0%以上の場合**）は、その理由を（ロ）に具体的に記入。（改善できた場合は記載不要。）

特定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び２において同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

① （イ）の理由
（例）　2019年度より主力事業の一つである電解ソーダ事業から撤退し、新たに高機能素材開発、及び、製造・販売を開始した。そのため、エネルギー消費量自体は若干減少しているものの、原単位の分母が重量であるため、高付加価値品が増加した影響により、原単位が悪化した。
② （ロ）の理由
（例）海外向け高機能素材の生産量が増加した影響に加え、2023年10月に〇〇工場において計画外停止があったため、原単位が悪化した。

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

改善できなかった場合には、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

特定－第５表　２　電気需要最適化評価原単位の改善

- 過去５年度間の原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は、その理由を（ハ）に記入して下さい。
- 事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（ニ）に記入してください（原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。）　。

①過去5年度間の**電気需要最適化評価原単位（電気需要平準化評価原単位）**が平均1％以上改善できなかった場合（**第4表の**5年度間平均原単位変化が**99．0％を超えた場合**）は、その理由を（ハ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べ電気需要最適化評価原単位（電気需要平準化評価原単位）が改善できなかった場合（**特定ー第4表**の対前年度比Ⓜ'が　**100．0％以上の場合**）は、その理由を（ニ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

２　事業者の過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

①	（ハ）の理由
	（例）　主な理由としては（イ）と同じであるが、工場を24時間操業し続けており、系統電気の需給状況の予測に対して数日で操業状況を調整することができないことから、電気需要最適化評価原単位の指標の改善が行えなかった。
②	（ニ）の理由
	（例）　出力制御が比較的発生していた春季の期間は設備トラブルにより工場の稼働状況が低下しており、その受注残を挽回するため比較的需給ひっ迫状況の発生していた夏季の期間に工場の稼働状況を上げたことにより、電気需要最適化評価原単位が悪化した。

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

2024年度定期報告（2023年度実績）に関しては、電気需要平準化評価原単位同士を比較し、改善できたかを判断することになります。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

特定－第５表　３　非化石エネルギーの使用状況の向上

- 非化石エネルギーへの転換に関する指標の状況が、昨年度の指標の状況より向上しなかった場合は、その理由を記入してください（原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。）。
- 目標年度において、事業者が定めた非化石エネルギーへの転換に関する目標が達成できなかった場合は、その理由を記入してください。

非化石エネルギーへの転換に関する指標の当該年度の状況を、昨年度の指標の状況や設定した目標、計画と比較する等の分析を行い、指標の状況が向上しなかった理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

＜非化石エネルギーへの転換に関する指標＞
　第４表３（３－１）　使用電気是体に占める非化石電気の比率
　　　　　（３－２）　主要5業種の目安が定められた指標
　　　　　（３－３）　任意の指標
　　　　　（３－４）　事業者の定めた定性目標

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

（例）
証書の活用、非化石比率の高い電力メニューの選択等により、使用電気全体に占める非化石電気の比率（３－１）及び事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギーの比率（３－３）については非化石比率を向上させることができたものの、焼成工程における非化石燃料の使用割合（３－２）については昨年と比べ減少している。これは燃料価格等の要因により非化石燃料の投入比率が低下したためである。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況

- 事業者が行っている事業に関連するベンチマーク指標がある場合には、『ベンチマーク指標の状況』を記入してください。

①　事業者が『判断基準』**別表第6（※次ページ参照）**に定めるベンチマーク対象事業を行っており、ベンチマーク制度の対象事業者の条件に合致している場合は、記入が必要。対象事業者ではない場合は、斜線を引く。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

②区分の欄は、次ページの図の番号から選択して記入

③実施している事業の名称を次ページの図の事業の名称で記入。複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称をすべて記入

④対象事業のエネルギーの使用量を原油換算klの単位で記入

⑤当該年度の事業において、ベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入

⑥昨年度以前に提出した直近の中長期計画書に記載した当該年度のベンチマーク指標の見込みを記入

⑦⑥に記載した報告対象年度の見込みの値に対する報告対象年度の実績値の達成割合を記入

⑧目標年度（2030年度）におけるベンチマーク指標の見込みを記入

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			
②	③	④	⑤					⑥	⑦	⑧

備考　1　「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年３月31日経済産業省告示第66号）（以下「判断基準」という。）の別表第５に規定する区分のいずれかを記入すること。
2　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
3　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。
達成率＝（①－②）／（①－③）
ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

特定-第６表（ベンチマーク指標の状況）は旧省エネ法に基づき記入してください。

未記入や中長期計画書の記載内容との不整合が多く発生していますので注意してください。

【参考】ベンチマーク制度対象業種（１）

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）	ベンチマーク目標（目指すべき水準）	導入年度	令和４年度定期報告における達成事業者数	令和３年度定期報告における達成事業者数
１Ａ	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下	平成21年度	0 / 3 (0.0%)	0 / 3 (0.0%)
１Ｂ	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程の通過有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.150kℓ/t以下 (変更前:0.143)	平成21年度 **※令和４年度報告より指標･水準の適正化**	5/30 (16.7%)	8/32 (25.0%)
１Ｃ	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360kℓ/t以下 (変更前:0.36)	平成21年度 **※令和４年度報告より指標の適正化**	2/12 (16.7%)	2/16 (12.5%)
２Ａ	電力供給業	火力発電効率Ａ指標 火力発電効率Ｂ指標	A指標:　1.00以上 B指標:44.3%以上	平成21年度	47/94 (50.0%) ※Ａ・Ｂ指標ともに達成	43/94 (45.7%) ※Ａ・Ｂ指標ともに達成
２Ｂ	石炭火力電力供給業	石炭火力発電の効率	43.00%以上	令和４年度	–	–
３	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ／t以下	平成21年度	5/14 (35.7%)	3/15 (20.0%)
４Ａ	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率72%以上：6,626MJ/t以下 再エネ使用率72%未満：（−23,664×(再エネ使用率)＋23,664）MJ/t以下	平成22年度 **※令和４年度報告より水準の適正化**	6/14 (42.9%)	1/14 (7.1%)
４Ｂ	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下	平成22年度 **※令和４年度報告より指標の適正化**	7/29 (24.1%)	6/32 (18.8%)
５	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下	平成22年度	1/8 (12.5%)	0/8 (0.0%)
６A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下	平成22年度	4/8 (50.0%)	2/8 (25.0%)
６B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ/t以下 (変更前:3.22)	平成22年度 **※令和５年度報告より達成率上昇による水準引き上げ**	12/21 (60.0%)	14/21 (66.7%)

【参考】ベンチマーク制度対象業種（２）

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）	ベンチマーク目標（目指すべき水準）	導入年度	令和４年度定期報告における達成事業者数	令和３年度定期報告における達成事業者数
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707kWh/百万円以下	平成28年度 **※令和４年度報告より新区分適用**	4/15 (26.7%)	7/17 (41.2%)
7B	小型コンビニエンスストア業		308kWh/百万円以下		非公開	
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下	平成29年度	35/183 (19.1%)	35/165 (21.2%)
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下	平成29年度	24/65 (36.9%)	28/69 (40.6%)
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下	平成30年度	72/287 (25.1%)	68/289 (23.5%)
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/㎡以下	平成30年度	18/110 (16.4%)	22/110 (20.0%)
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00以下 (変更前:15%以下)	平成30年度 **※令和４年度報告より新指標適用**	18/223 (8.1%)	30/215 (14.0%)
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555以下	平成31年度	25/189 (13.2%)	37/179 (20.7%)
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に0.061を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695以下	平成31年度	21/146 (14.4%)	14/134 (10.4%)
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①電算室部分の面積に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ②電算室部分以外の面積に0.023を乗じた値 ③職員数に0.191を乗じた値	0.700以下	平成31年度 **※令和４年度報告より指標の適正化**	4/19 (21.1%)	2/19 (10.5%)
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位　kWh）を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位kWh）にて除した値	1.4以下	令和４年度	－	－
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG冷熱利用事業者:0.077kl/千Ｎ㎥以下 その他の事業者:0.157kl/千Ｎ㎥以下	令和４年度	－	－

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

- 事業者が行っている事業に関連するベンチマーク指標がある場合に、判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報や参考となる情報を記入してください。

①特定-第７表１－１及び特定-第７表１－２は、別表第５に示される事業を実施している事業者のみ記入することができます。対象事業を行っていない場合には、斜線を引いてください。

②定期報告書・中長期計画書の記入要領の別冊２（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatus23_2.pdf）で求められている業種については、ベンチマーク指標等の算出に当たり根拠となる情報を記入してください。（区分1B 1C 4A 4B 12 (16) 17が該当）

③特定-第７表１－２には、ベンチマーク指標の状況に関し、ベンチマーク指標の当該年度の状況を別表第５に示されている目指すべき水準と比較する等の分析を行い、対象となる事業所名、未達の理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

①

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

②

（例　：　1B 電炉による普通鋼製造業）
補正前の指標：0.154、上工程の補正係数：0.960、下工程の補正係数：0.883
＜上工程＞粗鋼生産量210,000t（炉外精錬あり200,000t、炉外精錬なし10,000t）、エネルギー使用量24,000kl　＜下工程＞圧延量200,000t（異形棒鋼：70,000t、線材：30,000t、形鋼：50,000t、丸鋼：50,000t）、エネルギー使用量8,000kl

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第５　備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。
２　洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72％未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
３　貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第５　備考６に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第５　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

③

（例）
ベンチマークの対象工場は、〇〇工場、△△工場
目指すべき水準との差は　〇〇〇－〇〇〇＝〇〇〇
＜未達理由＞
エネルギー効率の悪い機器を使用しており、まだ更新を行えていないため。

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

①特定-第７表２は、電力供給業又は石炭火力電力供給業に該当する事業者のみ記入。

②１つ目の表において、電力供給業に該当する事業者は、燃料種別の火力発電方式ごとに「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入。

③２つ目の表において、電力供給業又は石炭火力電力供給業に該当する事業者は、副生物若しくはバイオマス、水素、アンモニアを投入した発電設備又は熱電併給型動力発生装置について記入。

④特定-第７表３は、電力供給業のベンチマーク制度の対象事業者同士で、ベンチマーク指標の向上にむけた共同取り組みを実施している場合に記入。

改正省エネ法（2024年度提出分～）における特定-第７表２の「電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報」の記載に当たっては、引き続き［旧省エネ法］におけるエネルギーの定義、熱量換算に基づき計算してください。

①

2　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

②

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

③

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

新規追加項目

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

④

特定－第８表　エネルギー使用量の合理化に関する判断の基準の遵守状況

- 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守状況を報告してください。

特定－第８表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Ⅰ．　エネルギーの使用の合理化の基準		
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項		
（１）取組方針の策定		いずれかのラジオ
③ 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	▢ 策定している ▢ 策定していない	
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	▢ 全て含めている ▢ 大半含めている ▢ 一部含めている ▢ 含めていない	いずれかのラジオ
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	▢ 実施している ▢ 大半で実施している ▢ 一部実施している ▢ 実施していない （整備完了予定年　　年度）	いずれかのラジオ
（３）責任者等の配置等		いずれかのラジオ
④ (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	▢ 配置済み ▢ 一部配置している ▢ 配置していない	
①エネルギー管理統括者の責務		いずれかのラジオ
ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	▢ 実施している ▢ 大半で実施している ▢ 一部実施している ▢ 実施していない	
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	▢ 実施している ▢ 大半で実施している ▢ 一部実施している ▢ 実施していない	いずれかのラジオ
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	▢ 実施している ▢ 大半で実施している ▢ 一部実施している ▢ 実施していない	いずれかのラジオ
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	▢ 実施している ▢ 一部実施している ▢ 実施していない	いずれかのラジオ
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者又はエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	▢ 実施している ▢ 一部実施している ▢ 実施していない	いずれかのラジオ
③現場実務を管理する者の責務		いずれかのラジオ
ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	▢ 全ての工場等で実施している ▢ 大半の工場等で実施している ▢ 一部の工場等で実施している ▢ 実施していない	
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	▢ 全ての工場等で実施している ▢ 大半の工場等で実施している ▢ 一部の工場等で実施している ▢ 実施していない	いずれかのラジオ
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用	▢ 全ての工場等で実施している	いずれかのラジオ

①Ⅰ及びⅡの各項目について、該当するものに「●」印、「■」印又は「☑」印を付して、年度を記載する項目については、整備完了・整備する予定年度を記入してください。

②選択肢について、例えば定量的に判断する場合は、対応が過半数に達している場合は「大半で実施している等」を、そうでない場合は「一部実施している等」を選択し、定量的に判断が困難な場合は、事業者の取組状況等を総合的に勘案して判断してください。

③１－１(1)の「エネルギーの使用合理化の取組方針」とは、エネルギー管理組織や体制、省エネの目標、省エネ設備の新設、更新等に関する事項を規定したものであり、これを社内文書として規定し整備している場合には「策定している」の項目を選択してください。（取組方針を策定していない場合、１－１(3)①イ､ウ､③イ､(5)から(8)は「実施していない」を選択してください。）

④「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「選任中」（選任すべき事由が生じた日から六月以内）の場合には、定期報告書の作成実務者（作成実務者）を当該「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「配置済み」とみなしてください。なお、「③現場実務を管理する者の責務」は、指定工場等を持たない工場・事業場も対象となり、全ての事業者が報告する必要があります。

特定－第８表　エネルギー使用量の合理化に関する判断の基準の遵守状況

（４）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（５）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
⑤ （６）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	○ 全ての工場等で実施している ○ 大半の工場等で実施している ○ 一部の工場等で実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
⑥ （７）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（８）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
Ⅰ－２		
１　工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
（１）設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（２）エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない （整備予定年　　年度）	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（３）エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（４）既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（５）エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（６）休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
Ⅱ．エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
⑦ ISO50001の活用状況	○ 認証取得している ○ 認証取得を検討している （取得予定年　　年度） ○ 検討していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい

⑤取組方針の遵守状況の確認・評価、改善指示を実施している場合には、「実施している」の項目を選択してください。（省エネのためのＰＤＣＡサイクルを回すための重要な項目で取組方針の実施状況として、その達成度や問題点を把握し、改善していくことを求めているものです。）

⑥策定された取り組み方針とその評価方法を定期的に見直し、（必要に応じ）改正を行っている場合には、「実施している」の項目を選択してください。

⑦ISO50001の認証取得状況について選択してください。「取得認証を検討している」を選択した場合は取得予定年を記入してください。

一部の項目に未選択があるケースが発生していますので、必ず全ての項目について選択してください。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

- 特定-第９表１及び２については、当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して実施した省エネ活動、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、工場等の名称も付記して下さい。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要
・省エネ推進責任者会議（年６回） ・省エネ事例発表会開催（年２回）特に効果のあった優秀事例について社長表彰
<各工場で実施> ・省エネパトロール　職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会　省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（２月）
<○○工場> ・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー１基を導入し、生産効率を５％改善した。
<本社> ・蛍光灯のＬＥＤ照明への切り替えを順次実施（導入率９０％）

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要
<○○工場> ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

- 特定‐第９表３については、非化石エネルギーへの転換に関して、取り組んだ事項について、定性的な取組も含めて記載して下さい。

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要
・燃料残差も原料の一部として活用できる特徴を活かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、２０２５年４月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。
・製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、２０２６年１０月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

- 特定-第９表４については、２０２３年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされていた内容（中長期計画書Ⅱ３．の内容）を転記して、その実施状況を報告してください。

4 中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
高効率ボイラーの新設	製造業１（１）	○○工場	有	○
高効率電気式パッケージエアコンへの更新	製造業１（６）	△△工場	有	×
LED照明器具への更新	製造業１（７）	△△工場	有	△

中長期計画書との不整合や記入漏れが多く見られますので、注意してください

２０２３年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。
なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。
○：予定通り実施
△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
×：未実施
ー：中長期計画書に記載なし

実施状況を○△×以外の方法で記入しているケースが見られますので、○△×を記入してください。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

- 特定–第９表５については、２０２３年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされていた内容（中長期計画書Ⅳ２．の内容）を転記して、その実施状況を報告してください。

５　非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況
非化石比率の高い 電力メニューへの転換	△△工場	有	○

２０２３年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。
なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。
○：予定通り実施
△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
×：未実施
―：中長期計画書に記載なし

実施状況を○△×以外の方法で記入しているケースが見られますので、○△×を記入してください。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

- 特定–第９表６「新設した発電専用設備に係る事項」及び７「バイオマス混焼を行う発電専用設備に関する事項」については、該当する事業者のみ記入してください。

特定–第９表６新設した発電専用設備に関する事項（記入例）

（参考：記載例①）

設備の名称	〇〇火力発電所1号機
設備を設置した工場等の名称	〇〇発電所
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	平成 29 年 8 月 28 日
設備容量(kW)	100, 000
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	①石炭、②200, 000t、③92%、④ー ①木材チップ、②40, 000t、③5%、④日本 ①　パーム椰子殻、②10, 000t、③3%、④マレーシア
設計効率(発電端･HHV)(%)	37. 9%（41. 3%）
設備から得られる電気のエネルギー量(千 kWh)	590, 000
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0
設備に投入するエネルギー量(GJ)	5, 600, 000
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	0
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	460, 000
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	平成 26 年 9 月 10 日に△△株式会社と主要機器の仕様指定を含む契約を締結。

当該年度において、運転を開始した発電専用設備（電気事業法第２条第１項第１４号に定める発電事業の用に供するもの）について記入してください。

（※記入要領の別添資料１３の記載例参照）

特定–第９表７バイオマス混焼を行う発電設備に関する事項（記載例）

（参考：記載例①）

報告対象年度	平成 31 年度												
設備の名称	〇〇火力発電所3号機												
設備を設置した工場等の名称	〇〇火力発電所												
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日	平成 30 年 4 月 15 日												
設備容量(kW)	250, 000												
設計効率(発電端･HHV)(%)	37. 3%（45. 3%）												
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	①石炭、②556, 600t、③82. 3%、④ー ①木材チップ、②287, 000t、③11. 6%、④日本 ①パーム椰子殻、②59, 500t、③6. 2%、④マレーシア												
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)	1, 800, 000												
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0												
設備に投入したエネルギー量(GJ)	17, 384, 620												
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	0												
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	3, 080, 000												
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間実績
	8. 1	17. 3	17. 3	21. 1	24. 2	17. 3	17. 3	33. 4	17. 2	17. 3	13. 8	14. 9	17. 7
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間実績
	44. 5	30. 1	46. 6	42. 3	49. 2	60. 1	45. 1	46. 4	45. 0	45. 1	47. 6	42. 6	45. 3
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	平成 29 年 9 月 10 日に△△株式会社と主要機器の仕様指定を含む契約を締結。 **配慮の対象となる新設基準の施行時点（平成 31 年 4 月 1 日）**												

バイオマス混焼を行う発電専用設備であって、平成２８年度以降に運転開始したもの及びバイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成３１年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置をうけるものについては、本様式に毎年度記入してください。

（※記入要領の別添資料１４の記載例参照）

特定－第１０表　エネルギー管理指定工場等の一覧

- 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等を全て記入してください。指定区分の変更が必要な工場等については、以下のとおり記入してください。

・指定区分の変更手続きが必要な場合、特定第10表の「指定区分の変更手続きが必要」にチェックを入れる必要があります

※指定区分変更の対象となるのは、<u>工場等の指定区分が「２種→１種」と「１種→２種」になる場合のみ</u>

※エネルギー管理指定工場等の取り消しが必要な場合には、

別途「エネルギー管理指定工場等指定取消申出書」が必要です

（例）Ａ工場は第１種指定工場等であるが、節電対応や、省エネルギー取組の成果等により過去数年のエネルギー使用量は原油換算3,000klを下回り**（単に一時的に下回ったのではなく、継続性も加味して判断して下さい）**、第２種指定工場等区分のエネルギー使用量になった

→ **（指定区分の変更手続き）**

「特定-第１０表」の「指定区分の変更手続きが必要」にチェック

特定－第１０表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称
第一種（指定区分の変更手続きが必要■）	0000000	Ａ工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	０ ０ ０ ０	〇〇〇〇
第　種					

<u>現在の指定区分を記載</u>
※変更後の区分を記載しないよう注意して下さい

エネルギー管理指定工場等番号に間違いが無いか確認して下さい。
※特定事業者番号を記入しないよう注意して下さい。

指定第1表に記入した名称と同じ名称を記入してください。名称に変更があった場合は、変更前と後の名称をそれぞれ記入するとともに、指定-第１表にも変更前と後の名称を記入してください。

特定－第１１表　新規指定対象工場

- 定期報告書の提出時点でエネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、前年度のエネルギーの使用量が原油換算１，５００ｋｌ／年以上の工場等があれば記入してください。

①特定－第11表に該当工場について記入
②第11表に記載した工場についても、指定表を作成

（例）D工場は非指定工場であったが、製造量の増加等により、2022年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500klを上回り、第２種エネルギー管理指定工場等相当になった場合

支援ツールのアプリ版で、複数の事業所をまとめて登録した場合、その合計量が1500klを上回っている場合は、自動的に特定第11表に記載されますので、必ず「その他の情報入力」、「特定-第１１表」において、「特定－第１１表から削除する事業所」欄の当該事業所に、チェックを入れて下さい。

特定－第１１表　現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用
…る数値以上の工場等の一覧

①「特定-第１１表」に記載

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
D工場	〒○○○－○○○○ ○○○○○○○○	0	0	0	0	○○○○○	1582ｋｌ
	〒						

指定第1表に記入した名称と同じ名称を記入してください。

事業者全体ではなく、工場、事業場単位で1,500klを上回った場合に記入してください。

新規指定の手続きと指定後の対応

- **D工場については、定期報告書の提出後、当局からエネルギー管理指定工場等に指定する旨の通知が送付されます**
- **指定後６ケ月以内にエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任し、最初の７月末までに選解任届を提出して下さい**
- **D工場のエネルギー使用量は、事業者全体（特定表）のエネルギー使用量から除外しないようご注意下さい**

＊新たな指定通知は、翌年の３月以降になりますのでご了承ください

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 省エネ法の特定事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の「特定排出者」にも該当し、毎年CO2の排出量を国に報告することが義務づけられています。
- 報告の負担を削減する観点から、**エネルギー起源CO2の報告については省エネ法定期報告書（特定第12表）を利用した報告をして頂く**こととしています。
- 電気・ガス・熱の排出係数は、提出時点での最新の係数を使って報告書を提出頂きますので、**報告書提出後に係数に更新があったとしても差し替えをする必要はございません。**

エネルギー起源CO_2排出量の対象事業者（特定排出者）

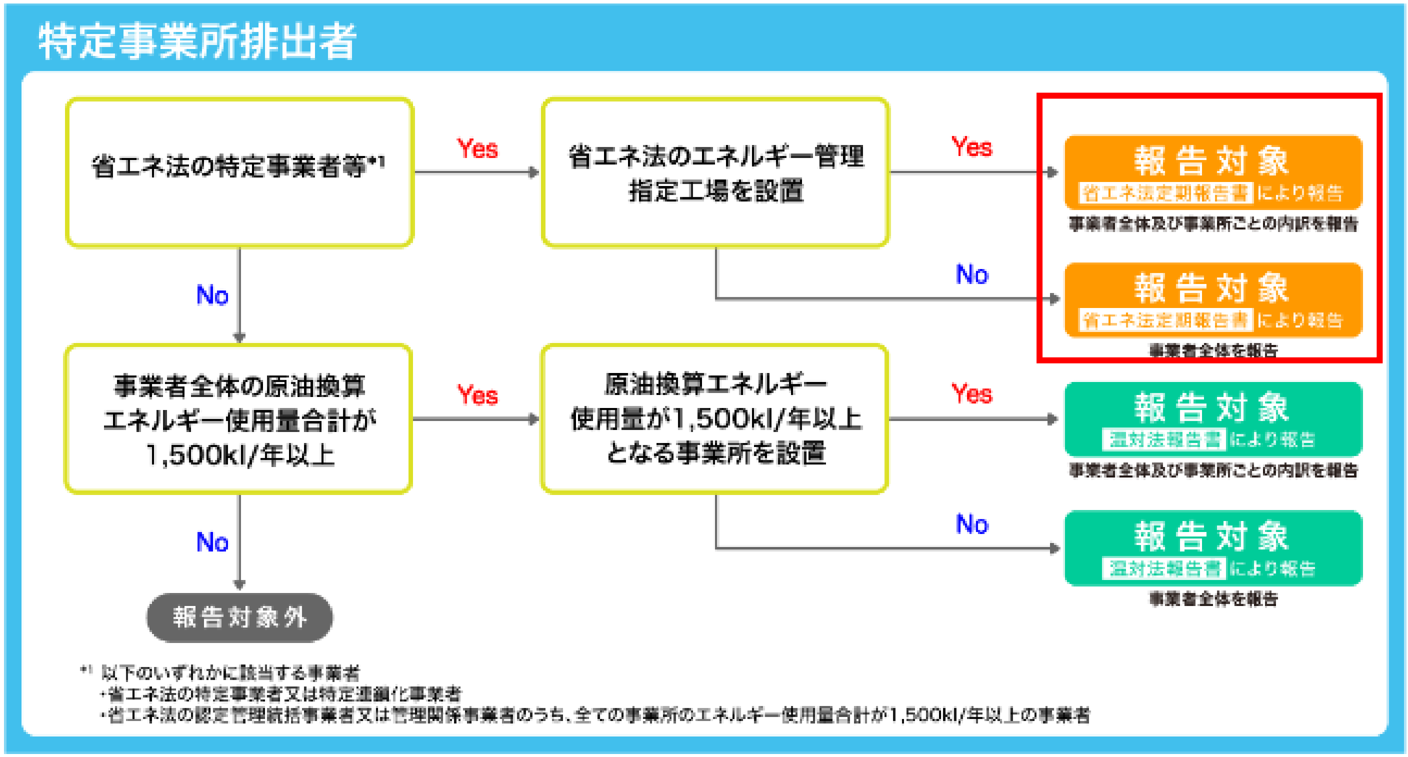

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定−第１２表については、事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等について報告してください。
- 令和6年度報告より、**「廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素」についても報告する必要があります。**

＜第１２表１＞

①排出年度を記載（令和６年度提出時は「2023年度」）。

②特定事業者全体の主たる事業及び細分類番号は、特定１表に同じ（日本標準産業分類に基づく事業名と細分類番号を記入。）

③主たる事業を所管する大臣を記載
※地方自治体については
　「経済産業大臣、環境大臣」と記載
　（○○局、企業庁、教育委員会等の単位で報告している場合は、事業所管大臣）

④商標又は商号等欄は、特定連鎖化事業者の場合のみ、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号等を記載。

⑤事業者全体のＣＯ２実排出量を記載。
　（各分類の合計値と一致しているか確認）

⑥分類した細分類毎のＣＯ２排出量を記載。

細分類が１種類のみの事業者も⑥に特定事業者全体と同じ実績を記入してください。

特定－第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

①　排出年度：　２０２３　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素：廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素：廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業	セメント製造業	⑤ 2,415,346 t−CO_2	1,500 t−CO_2
	② 細分類番号	2 1 2 1		
	③ 当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
	④ 商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業	⑥ 2,352,547 t−CO_2	1,000 t−CO_2
	細分類番号	2 1 2 1		
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	262,799 t−CO_2	500 t−CO_2
	細分類番号	2 1 0 9		
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t−CO_2	t−CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定−第１２表４の１，２については、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

<第１２表４の１>
　都市ガスの使用に伴う排出係数について、購入したガス事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

<第１２表４の２>
　都市ガスの使用に伴う排出係数について、購入したガス事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

事業者別の係数又は代替値を使用

・契約しているガス事業者が、温対法の制度HPで排出係数を公表する場合は、当該係数を使用する。（2024年6~7月に公表予定）
・契約しているガス事業者の事業者別係数が公表されていない場合は「代替値」を使用する。

ガス事業者のメニューの確認

・メニュー別契約をしている場合：
　該当契約しているメニュー別係数を選択
・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択

契約しているガス事業者が、排出係数を公表しない場合は、報告にあたり、6~7月の係数公表を待つ必要はありません。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.23　t－CO_2/千m^3	代替値	本社
2.23	代替値	A工場
2.23	X社のメニューーA の基礎排出係数	B工場
2.23	Y 社のメニューーB（残差）の基礎排出係数	C工場

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.23　t－CO_2/千m^3	代替値	本社
2.23	代替値	A工場
0.00	X社のメニューーA の調整後排出係数	B工場
2.24	X 社のメニューーB（残差）の調整後排出係数	C工場

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

ガス事業者別排出係数及び「代替値」は、こちらのページで公表予定です。
※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

● 特定-第１２表４の３，４については、電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

＜第１２表４の３＞
電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

＜第１２表４の４＞
電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

基本的には「小売電気事業者」の係数を使用
「一般送配電事業者」は離島での供給等特殊なケースであり、一般には使用しない。

電気事業者のメニューの確認
・メニュー別契約をしている場合：
該当契約しているメニュー別係数を選択
・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択
※多くの者が「残差」に該当

通常の契約でありながら「残差メニュー」以外を選択してしまい、調整後排出量が誤って算定されてしまうケースが多く発生していますので注意してください。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値		係数の根拠	係数の適用範囲
0.0483	t－CO_2/kWh	X 社のメニュー A の基礎排出係数	A 工場
0.0463		Y 社のメニュー E（残差）の基礎排出係数	B 工場
0.0354		Z 社の基礎排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値		係数の根拠	係数の適用範囲
0.0000	t－CO_2/kWh	X 社のメニュー A の調整後排出係数	A 工場
0.0441		Y 社のメニュー E（残差）の調整後排出係数	B 工場
0.0354		Z 社の調整後排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

電気事業者別排出係数は、こちらのページで公表予定です。
※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

● 特定-第１２表４の５，６については、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

＜第１２表４の５＞
　熱（産業用以外の蒸気、温水、冷水）の使用に伴う排出係数について、購入した熱供給事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

＜第１２表４の６＞
　熱（産業用以外の蒸気、温水、冷水）の使用に伴う排出係数について、購入した熱供給事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

事業者別の係数又は代替値を使用

・契約している熱供給事業者が、温対法の制度HPで排出係数を公表する場合は、当該係数を使用する。（2024年6~7月に公表予定）
・契約している熱供給事業者の事業者別係数が公表されていない場合は「代替値」を使用する。

熱供給事業者のメニューの確認

・メニュー別契約をしている場合：
　該当契約しているメニュー別係数を選択
・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択

契約している熱供給事業者が、排出係数を公表しない場合は、報告にあたり、6~7月の係数公表を待つ必要はありません。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.057　t－CO_2/GJ	代替値	本社
0.057	代替値	A 工場
0.050	X 社のメニューA の基礎排出係数	B 工場
0.052	Y 社のメニューB（残差）の基礎排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.057　t－CO_2/GJ	代替値	本社
0.057	代替値	A 工場
0.000	X 社のメニューA の調整後排出係数	B 工場
0.052	Y 社のメニューB（残差）の調整後排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

熱供給事業者別排出係数及び「代替値」は、こちらのページで公表予定です。
※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定‐第１２表６の３については、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量について、算定に用いたグリーンエネルギー証書の電気又は熱の種別ごとに、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の量、他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記入してください。

６の３　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
電力証書	300 ※電力証書由来の削減相当量 t－CO_2	10000 ※他人から供給された電気の使用に伴うCO2 t－CO_2
熱証書	50 ※熱証書由来の削減相当量	100 ※他人から供給された熱の使用に伴うCO2

備考　1　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
　　　2　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
　　　3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
　　　4　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

６の５　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT 証書	10000000 kWh	0.000445 t－CO_2/kWh	1.04	8000 t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
　　　2　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
　　　3　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
　　　4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　　5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO2
10000[tCO2]

電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生するCO2
8000[tCO2]

左記以外から供給された電気の使用に伴って発生するCO2
2000[tCO2]

←　使用可能な非化石電源二酸化炭素削減相当量の上限　→

←　使用可能な電力証書由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の上限　→

※「非化石電源二酸化炭素削減相当量」と「電力証書由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量」の合計は、「他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO2」の量を上限とします。

非化石電源二酸化炭素削減相当量
＝非化石証書の量×全国平均係数×補正率
＝10,000,000×0.000445×1.04
＝4,628[tCO2]

※全国平均係数、補正率は記載例のため、報告に用いるものはこちらのページの電気事業者別排出係数一覧の最下部をご確認ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

参考：令和６年度の報告時に必要となる情報

- 令和６年度の報告に当たり、これまでから追加で必要となる情報は主に以下の通りです。前もって情報の整理をお願いします。

追加項目	必要となる情報
非化石エネルギーの使用量	非化石エネルギーの使用量
購入した熱・電気種別及び 非化石割合に係る情報	供給事業者から熱・電気を調達した際のメニューやその使用量・非化石割合
非化石エネルギーの使用状況	使用したエネルギーに占める非化石エネルギーの割合 設定された定量指標の達成状況やそれらを算出する根拠となる情報
使用量算出に係る情報	非化石エネルギーの使用量算出に用いた証書等の番号
非化石エネルギーへの転換に関する事項	非化石エネルギーへの転換に向けて提出した中長期計画書の内容を踏まえ、 目標実現に向けて実際に執った措置の実施状況と結果
電気需要最適化を踏まえた 電力使用量の内訳、措置の実施日数	月別又は時間帯別の電力の使用量 DRを実施した日数

1．定期報告書作成のポイント

・ 工場　報告書作成のポイント
・ 荷主　報告書作成のポイント

2．中長期計画書作成のポイント

・ 工場　計画書作成のポイント
・ 荷主　計画書作成のポイント

3．定期報告書　任意開示制度のご紹介

荷主　定期報告概要－第１表

- 第１表に付表１～３の非化石エネルギー使用量の合計値を記載してください。

<非化石エネルギーの使用量について>

- 右の第1表は付表１～３を集計したもの。（付表１～３については次頁）

第１表　エネルギー使用量等
１－１　エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分		算定方法	前年度からの変更	エネルギー使用量 熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 連携分を除いたエネルギー使用量GJ	連携分のエネルギー使用量GJ
	自家輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
	自家輸送	その他（　　）		有／無			
	自家輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
	自家輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
	委託輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
	委託輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
	委託輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
	委託輸送	船舶（　　）		有／無			
	委託輸送	船舶（　　）		有／無			
	委託輸送	鉄道（　　）		有／無			
	委託輸送	航空機（　　）		有／無			
合　計　GJ							
	うち非化石　GJ						
原油換算 kl					Ⓑ－１	Ⓑ－２	
	うち非化石　kl						
前年度原油換算 kl							
対前年度比（%）							

新設

※貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/institution/ninushi_santeikokuji.pdf

荷主　定期報告概要ー付表１～３

● 付表１～３に非化石エネルギーの欄が追加されましたので、使用量を記載してください。

<非化石エネルギーの使用量について>

- **付表１**（燃料法）、**付表２**（燃費法）**においては、**化石燃料の計測方法と同様。**「区分」の欄に、使用したエネルギーを記載し、単位発熱量※を用いてエネルギー使用量を算出。**
- **付表３**（トンキロ法）**においては**、非化石エネルギー自動車のトンキロあたりの燃料使用量のデータが蓄積されていないことから、算出が可能なエネルギーは揮発油と軽油のみ。ただし、**実測その他の適切と認められる方法により求めることは可能**（エネルギー算定告示※）

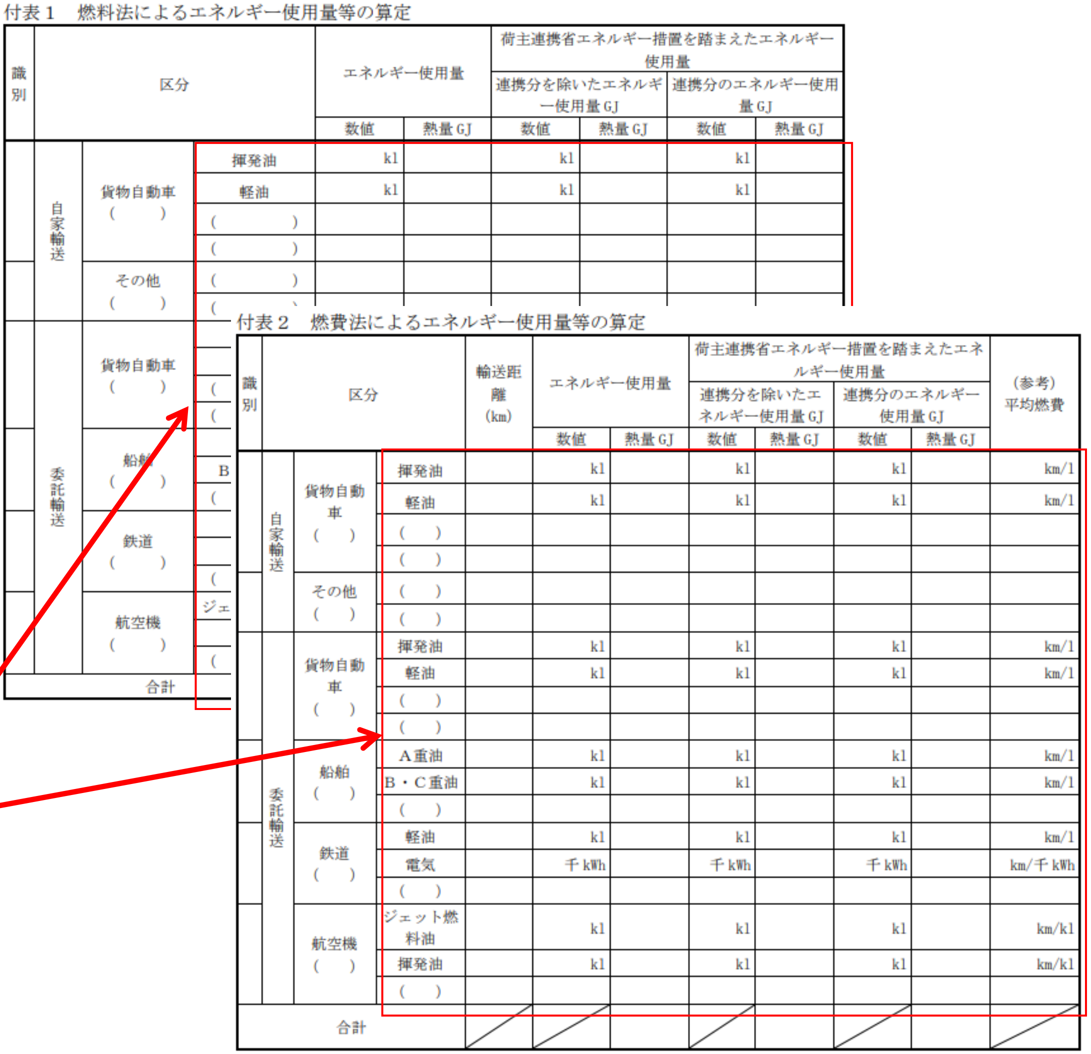

付表１　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量：連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl	
		軽油		kl		kl		kl	
		（　）							
		（　）							
	その他（　）	（　）							
		（							
委託輸送	貨物自動車（　）								
	船舶（　）	B							
	鉄道（　）								
	航空機（　）	ジェ							
合計									

付表２　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離(km)	エネルギー使用量 数値	エネルギー使用量 熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量：連携分を除いたエネルギー使用量GJ 数値	熱量GJ	連携分のエネルギー使用量GJ 数値	熱量GJ	(参考)平均燃費
自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		（　）								
		（　）								
	その他（　）	（　）								
		（　）								
委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		（　）								
		（　）								
	船舶（　）	A重油		kl		kl		kl		km/l
		B・C重油		kl		kl		kl		km/l
		（　）								
	鉄道（　）	軽油		kl		kl		kl		km/l
		電気		千kWh		千kWh		千kWh		km/千kWh
		（　）								
	航空機（　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
		揮発油		kl		kl		kl		km/kl
		（　）								
合計										

非化石エネルギー記入欄。
各輸送モードの区分毎に記載可能。
()内にエネルギーの種類を記載。

※貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法…電気や水素等の単位発熱量も掲載
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/institution/ninushi_santeikokuji.pdf

荷主　定期報告概要－第5表の２

＜非化石エネルギーの使用状況について＞

① 荷主専属用輸送とは以下に掲げる輸送※

一. 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
二. 同条第３項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送

（特定貨物自動車運送事業とは、単一の特定荷主の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を輸送する事業）

基本的に上記の通りではあるが、**仮に貸切便や混載便であったとしても、把握できるのであれば報告は可能。**

② **「専ら」は過半**。２－２では全ての混合割合の車両を含める（「専ら」が入っていないため）。

③ この分母・分子は**輸送件数、輸送回数等を台数に置き換えて報告する**等、台数での報告を想定している。
一方、輸送件数、輸送回数の単位で分母・分子を把握しており、より精緻に非化石転換を評価できるのであれば、輸送件数、輸送回数単位等の報告を妨げるものではない（２－３にその旨を記載）。

２　非化石エネルギーの使用状況
２－１　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車 ①						
		実績					目標年度における定量目標の目安	目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台		台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台		台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台		台
② 専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台		台
③ 非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台		台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台		台
ハイブリッド自動車（参考）	⑦	台	台	台	台	台		台
電動車割合（参考）	（①+②+③+⑦）／⑥	%	%	%	%	%		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%	%	%	%	%	%

非化石エネルギー自動車の使用実績が無い場合も、
・2030年度目標
・自家用及び荷主専属輸送に使用する貨物自動車の合計
はすべての事業者にて記入いただく必要がありますのでご注意下さい。

※貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/data/pdf_05.pdf

1．定期報告書作成のポイント

- 工場　報告書作成のポイント
- 荷主　報告書作成のポイント

2．中長期計画書作成のポイント

- 工場　計画書作成のポイント
- 荷主　計画書作成のポイント

3．定期報告書　任意開示制度のご紹介

中長期計画書

● 表紙には今年度から法人名（英語表記）と銘柄コードの欄が新規で追加されています。

① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地（特定１表に記載の住所と同じ）を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業を所管している省庁**（特定第3表及び特定12表の産業分類毎に確認）。当局の場合は中部経済産業局長宛。
（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です
例：中部経済産業局長・中部△△△局長）

② 届出日（提出年月日）を記載。西暦が望ましい。

③ 住所（本社登記住所）・法人名・法人名（英語表記）・法人番号・銘柄コード・代表者の役職名・代表者氏名を記入。
※法人名は、正式名称を略さず記載
英語表記は任意
法人番号(**13桁**)は、国税庁ホームページより検索
http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
銘柄コードは上場企業が４桁で記入

※代表者の役職名は、公式なものを記載（押印は不要。）

※文字と文字の間のスペースの入れ方のお願い
名字と名前の間にはスペースを入れてください。
社名と株式会社との間はスペースを入れないでください。

様式第８（第35条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

中　長　期　計　画　書

中部経済産業局長　殿
①

② 20○○ 年 ○ 月 ○ 日

住　所	○○県○○市○○　○－○
法人名	○○○○株式会社
法人名（英語表記）	○○○○
法人番号	○○○○○○○○○○○○○
銘柄コード	○○○○
代表者の役職名	代表取締役社長
代表者の氏名	中部　省太郎

③

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１５条第１項及び第２項、第２７条第１項及び第２項又は第３９条第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり提出します。

中長期計画書　Ⅰ　特定事業者等の名称等

● 計画書（非化石転換）の計画期間を記入してください。

計画期間を未記入のケースが発生していますので注意してください。

エネルギー管理統括者等の選解任届が未提出のケースが発生していますので注意してください。

① 特定事業者番号（当初、経済産業局から通知した番号（７桁））を記入。

② 事業者の名称（表紙の法人名に同じ）を記載。

③ 実際に本社として機能している事業所の所在地を記入。

④ 細分類番号は、日本標準産業分類における細分類番号を記載。**主たる事業はその細分類番号名称**を記載。

⑤ 選任されているエネルギー管理統括者の職名・氏名を記入。

⑥ 選任されているエネルギー管理企画推進者の職名・氏名・免状番号又は講習修了番号・勤務地・連絡先を記入。

※選任期限が到達しておらず、未選任の場合には、作成実務者名等を記入。氏名の後ろに「（作成実務者）」と追記。また、番号欄には「選任中」と記載。

⑦ 勤務先の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる電話番号を記入。

⑧ 中長期計画書の提出頻度の軽減の条件（事業者クラス分け評価制度において、２年度以上連続でＳ評価である場合）に該当し、かつ提出頻度の軽減を希望する場合にチェックしてください（□を■とする）

⑨提出年度または提出年度の翌年度を始期として、３～５年間を目安に記入してください。なお、ベンチマーク制度対象業種の場合は、計画提出年度を始期としてください。また、３～５年間に限らず、５年間を超えて計画を記載することも可能です。ただし、５年度間以上の計画期間である中長期計画について提出免除を受けたとしても、５年に一度は必ず中長期計画を提出する必要があります。

Ⅰ　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

①	特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0	0	0	0	0	0	0
②	事業者の名称	○○○○株式会社						
③	主たる事務所の所在地	〒 000-0000 ○○県○○市○○　○－○						
	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業						
④	細分類番号	2	2	2	1			
⑤	エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 常務取締役 氏名 ○○　○○						
⑥	エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 ○○部○○課 氏名 ○○　○○ エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊＊＊＊＊ 勤務地 〒000－0000 ○○県○○市○○　○－○ ⑦ 電　話（　○○○　－　○○○　－　○○○○　） ＦＡＸ（　○○○　－　○○○　－　○○○○　） メールアドレス　＊＊＊@＊＊＊＊．ｃｏ．ｊｐ						
⑧	中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を ■　希望する						
⑨	計画書（合理化）の計画期間	（ 2023 ）年度　～　（ 2027 ）年度						
⑩	計画書（非化石転換）の計画期間	（ 2023 ）年度　～　（ 2027 ）年度	⑪ □　計画内容に変更なし					

⑩非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の計画期間を、提出年度又は提出年度の翌年度を始期として記入してください。（Ⅳ２．との整合性に注意してください。）

⑪直近年度に提出した非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の内容に変更がない場合は「計画内容に変更なし」欄にチェックしてください（□を■とする）

中長期計画書　Ⅰ　特定事業者等の名称等

- 省エネ取組の優良事業者について、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書（様式第８のⅢ）の提出頻度が軽減されます(直近過去2年度以上連続S評価の事業者で希望者のみ)。
- また非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書（様式第８のⅣ）については、直近に提出した物から計画の内容に変更がない限りは、５年を上限として提出が免除されます。

●エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画（様式第８のⅢ）
(1)様式第８のⅠの「中長期計画書の提出免除の希望」欄□希望するをチェック（□を■とする）
(2)様式第８のⅠの「本計画の計画期間」欄に本計画の計画期間を記載
(3)S評価を継続している限りにおいて、上限5年度間において中長期計画の提出を免除

●非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画（様式第８のⅣ）
(1)様式第８のⅠの「計画内容に変更なし」欄にチェック（□を■とする）
(2)様式第８のⅣは空欄として提出する（ただしエネルギーの使用の合理化に関する中長期計画についても免除されている年度においては、様式第８の提出も不要。

合理化計画の免除の対象ではないのに免除の希望を出したり、免除の希望を出していないのに中長期計画書を未提出だったりする事業者がみえます。ご注意ください。

（ケース１）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
定期報告書の評価	S	S	S	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出（免除申請）	免除	免除	提出（免除申請）	免除
計画書（非化石転換）	－	提出	計画内容に変更がない限り提出不要（５年が上限）			提出

計画期間が４年の場合

提出後５年間計画内容に変更がない場合

２０２３年度は全事業者提出必須

（ケース２）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
定期報告書の評価	S	S	S	A	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出（免除申請）	免除	提出	提出	提出（免除申請）	免除
計画書（非化石転換）	－	提出	計画内容に変更がない限り提出不要（５年が上限）			提出	→

２０２３年度は全事業者提出必須

中長期計画書　Ⅱ　エネルギー使用量

- 今年度の定期報告（昨年度の実績）におけるエネルギーの使用量（定期報告書特定-第２表）の合計の数値（Ⓢ－１）を記入してください。

Ⅱ　エネルギー使用量

１．エネルギー使用量

エネルギー使用量 （原油換算ｋｌ）	1,000,000	ｋｌ

前年度の定期報告書におけるエネルギー使用量を誤って記入するケースが発生していますので注意してください

中長期計画書　Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

● １．及び２．にはベンチマーク指標の状況、見込み等を記入してください。

Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

１．ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分 ①	対象となる事業の名称（セクター） ②	ベンチマーク指標の状況（単位） ③		対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl） ④	
3	セメント製造業	4,000	MJ/t	800,000	kl

２．ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み（単位） ⑤											
	2023	年度	2024	年度	2025	年度	2026	年度	2027	年度	目標年度 2030	年度
3	3,920	MJ/t	3,840	3840	3,820	MJ/t	3,790	MJ/t	3,750	MJ/t	3,739	MJ/t

①区分
・判断基準の別表第５に規定する区分のいずれかを記入してください。
・電力供給業は、ベンチマーク指標のうちＡ指標とＢ指標を別の行に記載してください。

②対象となる事業の名称（セクター）
・当該のセクターごとに実施している事業の名称を記入してください。
・事業の名称は別表第５に示される事業の名称を記入してください。
・複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称を全て記入してください。

③ベンチマーク指標の状況（単位）
・報告対象年度（2022年度）の事業において、別表第５に示すベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入してください。
・提出年度においてベンチマーク指標が改定された業種は、改定前の指標の状況を記入してください（改定後でも可。）
・ベンチマーク指標が複数指定されている場合は、指定されている指標の数値と単位を全て記入してください。

特定第６表の記載との不整合が発生していますので注意してください。

④対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）
・当該のセクターごとにエネルギー使用量を原油換算klの単位で記入してください。
・電力供給業は、Ａ指標の行にまとめて記入してください。

⑤ベンチマーク指標の見込み（単位）
・本計画書の計画期間中の各提出年度と、ベンチマーク指標の見込みを、左側から年度順に記入してください。一番左側の欄は、本中長期計画書の提出年度の見込みの数値となります。
・計画期間が５年未満の場合、空欄には（－）を記入してください。
・目標年度の欄には、2030年度を記入し、目標年度におけるベンチマーク指標の見込みを記入してください。目標年度におけるベンチマーク指標の見込みが未定の場合は、（－）を記入してください。
・提出年度からベンチマーク指標又は目指すべき水準が改定されている業種は、改定後の指標又は目指すべき水準を用いて、中長期計画を策定してください。提出年度からエネルギー管理の一環として新指標による計画策定が必要となります。
※ベンチマーク対象業種ごとの目指すべき水準等の詳細は、記入要領別冊２「ベンチマーク制度に関する報告について」をご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatus23_2.pdf

中長期計画書　Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

● 3．にはエネルギー使用合理化の計画内容及び期待効果を記入してください。

⑥エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して計画した省エネルギー活動等の措置について、可能な範囲で記入してください。

⑦計画する措置が、中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項番を記載してください。記載がない場合は、「－」を記入してください。

⑧対象となる工場等の名称を記入してください。

⑨計画する措置（設備等）の新設・改造の着手年月を上段に、新設・改造の完了年月を下段に記入してください（○年○月単位）。合計および原単位削減効果の欄には、計画する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

⑩計画する措置による省エネ効果を記入してください。

⑪計画する措置が、ベンチマーク指標の状況の改善に資する場合に、「区分」を記入してください。該当しない場合は「－」を記入してください。

⑫前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。

⑬計画する措置による省エネ効果の合計を記入してください。

⑭合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を案分して合計してください。複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載してください。

⑮計画する措置による原単位削減効果の合計を記入してください。
（⑬合計の期待効果÷Ⅱ 1．エネルギー使用量×100）

3．計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

⑥ 内容	⑦ 中長期計画作成指針	⑧ 該当する工場等	⑨ 着手時期 完了時期	⑩ エネルギー使用合理化期待効果（原油換算kl/年）		⑪ ベンチマーク対象	⑫ 新規追加
プレヒータ 断熱強化	製造業 2(3)	A工場 B工場	22年4月 25年5月	12,000	kl	3	
リーク低減	－	A工場 B工場	23年6月 26年5月	9,000	kl	3	
ファン インバーター化	製造業 1(6)	A工場	22年9月 28年1月	1,000	kl	-	
廃プラ処理設備 能力増強	製造業 2(3)	B工場	23年4月 25年5月	800	kl	3	○
					kl		
					kl		
合計			27 年度	⑬ 22,800	kl		
	うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果	⑰ 3	27 年度	⑭ 21,800	kl		
原単位削減期待効果			27 年度	⑮ 2.3	%		
	うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果	3	27 年度	⑯ 2.7	%		

「内容」、「中長期計画作成指針」、「合計の年度」、「合理化期待効果」、「新規追加」等の未記入が発生していますので注意してください。

⑯原単位削減期待効果の合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。
（⑭うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果÷④対象事業のエネルギー使用量×100）

⑰ベンチマーク対象業種が複数業種ある場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に区分の番号を記入し、区分ごとに行の追加を行ってください。ベンチマーク対象業種が一業種である場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に記載は不要です。

中長期計画書　Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

- 中長期計画作成指針は、特定事業者等が工場等判断基準に定められた目標の達成に向けた中長期的な計画の策定を行えるよう定めています（専ら事務所／製造業／鉱業・電気供給業・ガス供給業及び熱供給業／上水道業・下水道業及び廃棄物処理業）。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html

中長期計画作成指針（専ら事務所）

⑴ 空気調和設備
⑵ 換気設備
⑶ ボイラー設備
⑷ 給湯設備
⑸ 照明設備
⑹ 昇降機
⑺ ビルエネルギー管理システム（ＢＥＭＳ）
⑻ コージェネレーション設備
⑼ 電気使用設備
⑽ 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用
⑾ 事務所等関連高度省エネルギー増進設備等

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成のための指針 PDF

中長期計画作成指針（製造業）

1　製造業一般

⑴ 燃焼設備
⑵ 熱利用設備
⑶ 廃熱回収設備
⑷ コージェネレーション設備
⑸ 電気使用設備
⑹ 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等
⑺ 照明設備
⑻ 工場エネルギー管理システム（ＦＥＭＳ）
⑼ 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用
⑽ 情報技術の活用

2　特定業種

⑴ パルプ製造業及び紙製造業
⑵ 石油化学系基礎製品製造業
　（２－１）ナフサ分解プラント
　（２－２）その他のプラント
⑶ セメント製造業
⑷ 鉄鋼業
（４－１）製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び鋳鉄管製造業
（４－２）銑鉄鋳物製造業、可鍛鋳鉄製造業
（４－３）鋳鋼製造業
（４－４）鍛工品製造業
（４－５）鍛鋼製造業

中長期計画書　Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

● ４．にはエネルギー使用合理化に関する参考情報、５．には削除した計画を記入してください。

①その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報
・エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。
・ベンチマーク制度対象業種の場合は、目標達成に向けた計画を立てるに当たっての補足的な説明（Ⅱの３に記載した内容により、ベンチマーク目標を達成することができる点の説明）や、生産量や稼働率が一定である等の合理的な前提条件があれば記入してください。
・洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業の目標年度における再生可能エネルギーの使用率を記入してください。また、再生可能エネルギー使用率が７２%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式（※）を記入してください。
※－23,664×（再生可能エネルギー使用率）＋23,664（MJ/t）

②削除した計画
・前年度の中長期計画書（または昨年度以前に提出した直近の中長期計画書）に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

③該当する工場等
・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

④理由
・削除した理由を記載してください。

４．その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

①

５．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
② ボイラー設備の更新	③○○工場	④ 実施済み

「前年度計画書との比較」の未記入が発生していますので注意してください。

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

● １－１には全ての事業者が非化石電気の使用状況における目標を記入してください。

Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画
１．非化石エネルギーへの転換に関する目標
１－１　非化石電気の使用状況

① 指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	目標	
		2030	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	② 100,000	③ 40.0	%

・自社の現状の非化石割合を踏まえ、それを上回る目標値を設定して下さい。
・令和５年度報告にて既に設定頂いておりますが、令和６年度以降の報告においても現状を踏まえたより高い目標への更新が可能です。

①Ⅳ１－１表では、事業者全体で使用する電気の非化石比率について、目標を設定します。事業者全体で使用した電気には、電気事業者から購入した電気や、燃料を投じて発電した自家発電気の使用量（※）も含みます。また、本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、いずれの電気の種類についても、使用量(千kWh)に対して一次換算係数8.64(GJ/千kWh)を乗じて算出してください。
※燃料を投じて発電した自家発電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

②Ⅳ１－１表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」には、事業者全体で使用した電気の使用量を原油換算値で記入してください。なおその際、①のとおり、一次換算係数はいずれの電気の種類についても8.64(GJ/千kWh)を使用してください。

③Ⅳ１－１表の「目標」欄では、事業者全体で使用する電気の非化石比率に関する2030年度の目標値を記入してください。

（参考資料）
省エネルギー法定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領　２１８ページ
「別添資料９　証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法等について」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuyoryo23_v.1.pdf

中長期計画書 Ⅳ 非化石エネルギーへの転換に関する計画

● １－２には定量目標を国が定めた５業種の事業者が目標を記入してください。

④Ⅳ１－２表は、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和５年３月３１日経済産業省告示第２８号）の別表第１に掲げる目安の設定がある５業種８分野に該当する事業者のみ記入してください。記入に当たっては、記入要領別冊１をご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatsu23_1.pdf

⑤Ⅳ１－２表の「区分」「対象となる事業」「指標」「定量目標の目安」欄には、下表を参考に該当する事業について記入してください。

⑥Ⅳ１－２表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、各指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑦Ⅳ１－２表の「目標」欄には、2030年度における各指標に関する目標値を記入してください。

④ １－２　定量目標の目安に関する指標の状況 ⑥ ⑦

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	定量目標の目安		目標	
				2030	年度	2030	年度
⑤ 2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000	28	%	30	%

【定量目標の目安】

区分	対象となる事業	指標	目安となる水準
１Ａ	高炉による製鉄業	2013 年度比石炭の使用量に係る原単位削減割合	２%以上
１Ｂ	電炉による製鉄業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	５９%以上
２	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	２８%以上
３Ａ	洋紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①３０%以上 ②５９%以上
３Ｂ	板紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①３０%以上 ②５９%以上
４Ａ	石油化学系基礎製品製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①３０%以上 ②５９%以上
４Ｂ	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①３０%以上 ②５９%以上
５	自動車製造業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	５９%以上

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

● １－３には任意でその他の指標を定め、目標を記入してください。

⑧

１－３　その他の指標の状況

⑨　指標	⑩　指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	⑪　目標	
		2030	年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	1,000,000	20	%

⑧Ⅳ１－３表では、Ⅳ１－１、１－２以外に、任意に設定した指標に関して、目標値を設定します。
※本表の記入は任意です。

⑨Ⅳ１－３表の「指標」欄には、事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標を記入してください。
※任意指標の例
・事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
・外部調達電気における非化石エネルギー割合
・○○製造工程における非化石エネルギー使用割合
・給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

⑩Ⅳ１－３表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、⑨で設定した指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑪Ⅳ１－３表の「目標」欄では、目標年度における目標値を記入してください。なお、目標年度は2030年度以外の年度に設定することも可能です。

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

● ２．には１－１、１－２、１－３表に記載した目標の達成に向けた計画を記入してください。

２．非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー転換期待効果	目安設定業種	新規追加
焼成工程における 廃棄物等の利用拡大	Ａ工場 Ｂ工場	22年4月 25年5月	100,000	2	○
非化石比率の高い電力メニュー への転換	Ａ工場 Ｂ工場	23年6月 26年5月	4,500	-	○
自家発電に投入するバイオマス 燃料の割合増加	Ａ工場	22年9月 28年1月	2,000	-	○
①	②	③	④	⑤	⑥

①内容
・非化石エネルギーへの転換に関して計画した設備投資等の措置について、可能な範囲で記入してください。

②該当する工場等
・計画する措置の対象となる工場等の名称を記入してください。

③着手時期、完了時期
・計画する措置（設備等）の新設・改造の着手年月を上段に、新設・改造の完了年月を下段に記入してください（○年○月単位）。
・非化石エネルギー転換期待効果の欄にて記入する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

④非化石エネルギー転換期待効果
・計画する措置による非化石エネルギー転換期待効果を、増加する非化石エネルギー量（kl）等により記載する。
・また上記の他、石炭の使用量削減原単位の向上期待効果（％）を記載することも可能です。

⑤目安設定業種
・計画する措置が、目安設定業種における措置である場合、「区分」を記入してください。該当しない場合は「－」を記入してください。
・複数の業種に共通的な改善に資する場合は、対象となる「区分」を全て記載してください。

⑥新規追加
・前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。（今年度は全て○）

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

- ３．には非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報、４．には削除した計画を記入してください。

⑦その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報
・非化石エネルギーへの転換に関して実施した設備投資等のうち、④の期待効果に表れない定性的な取組等について記入して下さい。目安の設定がある５業種８分野に該当する事業者については【定性目標の目安となる水準】も参考としてください。

⑧削除した計画
・前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

⑨該当する工場等
・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

⑩理由
・削除した理由を記載してください。

３．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

⑦
通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進める。
また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

４．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
⑧	⑨	⑩

備考
1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
4　Ⅰの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
5　Ⅲの１・２及びⅣの１－２の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５又は非化石エネルギーへの転換に関する法第５条第２項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第１に規定する区分をそれぞれ記入すること。
6　Ⅲの３の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
7　Ⅲの３及びⅣの２の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
8　Ⅲの３の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
9　Ⅳの２の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
10　Ⅲの４及びⅣの３には、Ⅲの３及びⅣの２で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
また、Ⅲの４において洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
11　Ⅲの５及びⅣの４には、Ⅲ及びⅣについて前年度と比較して記入すること。

1．定期報告書作成のポイント

- 工場　報告書作成のポイント
- 荷主　報告書作成のポイント

2．中長期計画書作成のポイント

- 工場　計画書作成のポイント
- 荷主　計画書作成のポイント

3．定期報告書　任意開示制度のご紹介

荷主　中長期計画書　非化石転換の定量目標の目安について

● **車両総重量８ｔ以下の「荷主専属用輸送及び自家輸送」に係る非化石エネルギー自動車における区分別の使用台数とその割合**について、**以下の様式で報告を求めてください。**

①分母・分子の単位は、「件数」も可能だが、できる限り「台数」に置き換える。

例）年間8,000件を20台で輸送し、そのうち1台が電気自動車である。（1台/20台＝5%）
※なお、左表の①～⑦は全て分母・分子の単位は揃えてください。

基本的な考え方として、**荷主が自ら把握できる可能性のある輸送形態**（自家輸送、荷主専属用輸送等）**が報告対象**。

②「専ら」バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車」は、その混合割合が過半であるものを指す。一方、「1-2　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報」においては、すべての混合割合の自動車について記載。

③目安は設定していないが、車両総重量８ｔ以下の使用する電気自動車、プラグインハイブリット自動車に対して、充電設置口数の目標を設定できる。

・自社の現状の非化石割合を踏まえ、それを上回る目標値を設定して下さい。
・令和５年度報告にて既に設定頂いておりますが、令和６年度以降の報告においても現状を踏まえたより高い目標への更新が可能です。

Ⅲ　非化石エネルギーへの転換に関する計画
1．非化石エネルギーへの転換に関する定量的な目標
1－1　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車 目標年度における定量目標の目安 2030 年度	自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車 目標 2030 年度
電気自動車	①		30 台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②		5 台
プラグインハイブリッド自動車	③		2 台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④		1 台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+②+③+④	…分子	38 台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	…分母	500 台
ハイブリッド自動車（参考）	⑦		15 台
電動車割合（参考）	(①+②+③+⑦)／⑥		10.4 %
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	5.0% %	7.6 %

① ②

1－2　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

1－3　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８ｔ以下）への転換に関する事項及び参考情報

③

1－4　充電設備の設置数（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標 年度	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数（①+③）
口		台

＜目次＞

１．改正省エネ法の概要

２．定期報告書の提出方法の変更点

３．定期報告書作成のポイント

４．関連リンク

【参考 関連HP】

- **改正省エネ法**
  - 省エネ法の手引き（工場・事業場編）
    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf
  - 定期報告書・中長期計画書記入要領
    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/
  - 省エネ法ヘルプデスク （**質問フォーム** 又は **0570-000-897** までお問い合わせください。）
    https://www.eccj.or.jp/helpdesk/
  - 定期報告書・中長期計画書について（最適化原単位計算に係るExcelはこのページに掲載予定です。）
    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/index.html
- **EEGS**
  - EEGSトップページ
    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/
  - 操作マニュアル
    https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual/eegs
- **情報開示制度**
  - 定期報告書情報開示制度
    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/